

重点方針専門調査会（第16回） 議 事 録

内閣府男女共同参画局調査課

重点方針専門調査会（第16回）

議 事 次 第

日 時 平成30年9月26日（水）9:30～12:08
場 所 合同庁舎8号館8階特別大会議室

1. 開 会

2. 議 事

「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成31年度予算概算要求等の状況について

- ・各府省庁ヒアリング
- ・意見交換

3. 閉 会

○佐藤会長 ほぼ定刻、皆さん、おそろいですので、ただいまから「第16回重点方針専門調査会」を始めさせていただきます。

お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成31年度予算概算要求等への反映状況等について、関係府省へのヒアリングを行います。それを踏まえて意見交換ができればと思います。

特にカメラ撮りはないですね。

事務局に人事異動がありましたので、議事に入る前に、新任者の方から御挨拶をお願いできればと思います。

○池永局長 おはようございます。

皆様、本日は、お忙しい中、朝早くからお越しくださいまして、まことにありがとうございます。

私、7月27日付で局長に着任いたしました、池永肇恵と申します。

その前、2年7カ月、滋賀県で副知事をしておりました。その前は男女共同参画局総務課長をしており、多くの先生方にはまた再び御指導いただくということになりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の重点方針でございますが、予算編成過程において、男女共同参画・女性活躍の重点を明確化して、きちんと予算という形にしていくという大変重要なプロセスだと思っております。

きょうは関係各省からも大勢来ていただいておりますけれども、関係各省と力を合わせて男女共同参画・女性活躍推進を進めてまいりたいと思いますので、どうぞ御指導のほどよろしく願いいたします。

○佐藤会長 栗田課長。

○栗田総務課長 今月、男女局の総務課長を拝命しました、栗田と申します。

先月、8月に調査課長を1カ月やっております、そのまた10年前にさかのぼりますと、10年前に調査課の調査官を2年弱、務めさせていただいております。2度目の男女局勤務、池永局長のもと、尽力したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤会長 黒木課長。

○黒木調査課長 9月1日付で調査課長に着任いたしました、黒木と申します。

この分野は初めてでございますので、ぜひ先生方に御指導いただきながら、精いっぱい務めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤会長 よろしく願いします。

それでは、昨年度と同じ趣旨で行うわけですが、しばらく時間がたっていますので、本日の専門調査会の目的、趣旨について、少し説明させていただければと思います。

2015年12月に決定した「第4次男女共同参画基本計画」に、毎年6月をめどに、男女共同参画会議の意見を踏まえて、女性活躍加速のための重点方針を決定し、それを各府省の

概算要求に反映させると定められています。それを踏まえて、本専門調査会では、今年は3～5月に「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」について、皆さんの御意見を踏まえてまとめさせていただきました。その後、男女共同参画会議の議論を経て、6月12日、「女性活躍加速のための重点方針2018」が決定されました。これは既に御説明させていただいたと思います。

それを踏まえて、各府省においては、8月末、来年度予算概算要求を財務当局に提出したことがこれまでの経緯であります。

本日の専門調査会と次回、第17回の専門調査会で、重点方針2018、これは6月12日に決定したものですけれども、それが来年度の予算概算要求、これは8月末に各府省が出したものですけれども、それがどのように反映されたのか。これをフォローアップする。そのために各府省へのヒアリングを実施するということが、今回と次回の専門調査会の趣旨です。

ヒアリング対象項目ですけれども、2回実施するということですので、全て行うわけにもいきませんので、重点方針2018の取りまとめ過程で、本調査会で議論された審議、そこではこれが大事だという議論を踏まえ、かつ、施策の新規性や重要性を考慮した上で検討させていただきました。

そういう意味で、男女共同参画・女性活躍促進の取組を着実に進めるため、各府省の来年度概算要求を踏まえた審議をお願いできればと思います。

もう一つありますが、女子差別撤廃条約にかかわる件であります。第4次男女共同参画基本計画において、女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、同条約の積極的遵守の観点から、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請すると、これは第4次男女基本計画に書かれていますので、それにかかわる件であります。

本日は、重点方針のフォローアップをすると同時に、女子差別撤廃委員会の最終見解等にかかわる項目に関しては、最終見解への対応状況について、あわせてヒアリングを行うとさせていただければと思います。

ただ、後で事務局から説明があると思いますが、最終見解は非常に多岐の分野にわたるため、先ほどお話ししましたように、今回の2回で検討するものは選択的にやっていますので、その最終見解で求められていることとここでやるものが全て対応しているわけではありませんので、その意味で、また専門調査会を開くというのはなかなか難しいと思いますので、審議を効率的に行うため、この専門調査会の中にワーキンググループを設けて、そこでここで議論をできなかった項目について御検討いただければどうかと考えています。これについては、後で事務局から説明があるかと思いますが。

今、御説明しましたように、限られた時間ではありますけれども、委員の皆様には、重点方針2018及び女子差別撤廃委員会からの最終見解への対応状況、今回の説明の範囲内ということになりますけれども、後、各府省からのヒアリング内容に関連した質問、御意見

をいただくようお願いしたいと思います。

それでは、事務局から配付資料の確認と、本調査会におけるヒアリング対象項目、重点方針2018に基づく平成31年度予算概要、及び女子差別撤廃委員会からの最終見解における指摘事項への対応状況について、御説明いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○黒木調査課長 それでは、私のほうから御説明させていただきます。

まず、本日の配付資料でございますけれども、議事次第の次に配付資料の一覧をおつけしてございます。資料1～11までございます。その中の資料1が、重点方針2018のヒアリング対象項目についてということになっておりまして、本日はこの表面のテーマについてヒアリングをしていただきます。裏面は次回の項目となっております。また、お手元に青いドッジファイルを御用意いたしております。適宜御参照いただくための参考資料1～7をつづっております。もし不足等がございましたら、男女局職員までお知らせいただきますようによろしくお願いいたします。

私からは、主に資料2について御説明させていただきます。

先ほど佐藤会長からも御説明いただきましたとおり、本年6月12日に「女性活躍加速のための重点方針2018」が決定されました。この重点方針2018に基づきまして、各府省が来年度予算概算要求等を行った内容のうち、主なものを資料2にまとめてございます。

重点方針2018の項目は多岐にわたりますので、資料2の作成に当たりましては、その2018の概要に書かれた項目に沿って、主なものを記載しております。

2018の概要及びその本体につきましては、青いドッジファイルの参考資料1としてつづっておりますので、適宜御参照いただければと思います。また、資料2を作成する前段階のものとして、各府省が行った来年度予算概算要求等の一覧につきましても、ドッジファイルの中の参考資料2及び参考資料3としてつづっております。適宜御参照いただきますようお願いいたします。

なお、資料2の中には、本日あるいは次回専門調査会においてヒアリングをしていただく対象項目が含まれておりますので、詳細な説明は後ほど各府省から行っていただくことといたしまして、私からは簡単な御紹介のみとさせていただきます。

資料2をご覧くださいませようお願いします。

まず、一番上の黄色のところ、「I 安全・安心な暮らしの実現」でございます。

「生涯を通じた女性の健康支援の強化」につきましては、厚生労働省によるがん健診の充実を図るための総合支援事業や、女性の健康の包括的支援のための総合研究、不妊・不育に悩む方に対する適切な相談支援体制の構築を図るための不妊専門相談センター事業、また、文部科学省による女性のスポーツ実施率の向上のためのキャンペーン等の実施や、女性スポーツ指導者の活動促進を行う女性スポーツ推進事業などがございます。

「困難を抱える女性への支援」につきましては、文部科学省による各学校において妊娠した生徒に対し適切な対応がなされることを推進するための留意事項等の周知や、厚生労

働省によるひとり親家庭等の自立支援、法務省による養育費の履行を確保するための民事執行法制の見直し、厚生労働省による中小企業・小規模事業者等における働き方改革の推進支援事業などがございます。

「女性に対するあらゆる暴力の根絶」につきましては、内閣府による性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化等の地方公共団体の取組を促進する性犯罪・性暴力被害者支援交付金や、人事院による幹部職員等を対象とするハラスメント防止研修の実施等、厚生労働省による職場におけるハラスメントへの総合的な対応のためにハラスメント撲滅月間を設定し事業主向け説明会の開催やシンポジウムの開催等による集中的な周知啓発の実施を行う事業、内閣府による配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の増加及び被害の多様化に対応するために取組事例の収集・分析やセンター長等を対象とした研修の実施や市町村へのアドバイザー派遣等を行う事業などがございます。なお、この「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の部分についてのヒアリングは、女性に対する暴力に関する専門調査会において行われる予定でございます。

次に、緑色の部分でございます。「Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍」でございます。

「女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進」につきましては、厚生労働省による長時間労働の是正のための事業や、総務省によるテレワークの普及展開を推進する事業、文部科学省によるリカレント教育のカリキュラムや就職支援の枠組みに関するモデル開発等を行う学び・キャリア形成支援事業、内閣官房による人手不足に直面する地域の中小企業等の人材確保を図るために女性・高齢者等の起業や新規就業の促進を支援する事業などがございます。

「男性の暮らし方・意識の変革」については、厚生労働省による男性労働者の仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む事業者等への支援事業、内閣官房による管理職の人事評価において部下の男性職員の育児休業等の活用に向けた管理職の取組状況を重視すること等により男性の育児休業等の取得促進を図る事業、内閣府による「“おとう飯”始めよう」キャンペーン等の男性の家事・育児等参加応援事業などがございます。

「あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成」につきましては、厚生労働省による女性活躍推進法の施行後3年の見直しの検討のために同法の見直しを含め必要な制度改正について検討を行うものや、内閣府による、資本市場において機関投資家が女性活躍情報等をどのように活用しているかを見える化することによって上場企業の自発的取組を推進する事業、諸外国における政治分野における男女共同参画の拡大のための施策・環境整備状況等について情報の収集・分析等を行い政党等に情報提供を行う事業、経済産業省による地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者やNPO等を中心とした女性起業家等支援ネットワーク構築事業、文部科学省による女子中高生の理系分野への興味関心を高め適切に理系進路を選択することが可能となるように地域で継続的に行われる取組を推進する事業などがございます。

一番下の青色の部分でございます。「Ⅲ 女性活躍のための基盤整備」でございます。

「子育て・介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進」につきましては、内閣府による幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する事業や、文部科学省による幼児教育無償化の実施、消費者庁等による乳幼児液体ミルクの普及に向けた取組などがございます。

「性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習の充実」につきましては、文部科学省による次世代を担う若者が固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な進路を選択することができるように学校で活用するライフプランニング教育プログラムや教員研修プログラムを開発する事業などがございます。

最後に、「女性活躍の視点に立った制度等の整備」につきましては、総務省による来年11月をめどにマイナンバーカード等への旧姓併記を可能とするための関係法令の改正などがございます。

以上が、重点方針2018に基づく来年度予算概算要求等の概要となります。

なお、本日のヒアリング対象項目について、関係府省から提出されました資料は、本日配付資料のうち資料4～11となっております。それぞれの資料の右上に通し番号を書かせていただいておりますけれども、これはドッジファイルの中の参考資料2の左端の通し番号を指しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

私からは、以上でございます。

続きまして、国際担当から御説明させていただきます。

○吉田企画官 総務課企画官をしております、吉田と申します。国際関係の業務を担当しております。

女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に関して、簡単に御説明いたします。

資料3-1をご覧ください。

昨年10月にも一度説明させていただいておりますので、簡単に説明いたしますけれども、我が国は女子差別撤廃条約を締結しておりまして、この条約の実施のためにとった措置を定期的に国連に報告しています。国連では、女子差別撤廃委員会が報告書の審査を行い、締約国に対する「勧告」を含む最終見解を出すことになっています。

最近では、2014年9月に日本政府から報告を出し、2016年3月に委員会の最終見解が出されており、その中で2020年3月に次回の報告を提出するよう要請されています。

2015年12月に閣議決定されました第4次男女共同参画基本計画では、女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、同条約の積極的遵守の観点から、男女共同参画会議は各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請するとされています。また、2016年3月にこの専門調査会の設置が決定されましたが、この基本計画の記述に基づき、施策の実施状況を監視するとされており、このため、昨年10月に、この専門調査会で、婚姻に関する民法改正等の2項目について、フォローアップ報告をするために御議論をいただきまして、本年3月に国連に報告をしております。

2020年3月に次回報告を提出するに当たりまして、最終見解から2年半が経過し、また、国連への次回報告まで1年半となりましたので、フォローアップを行いたいと考えております。具体的には、政府の取組についてヒアリングを行っていただくとともに、政府としての報告書等の作成方針について、来年当初をめどに御意見を取りまとめていただきたいと考えております。

一方、資料3-1の2ページにもありますように、条約は大変幅広い分野に及ぶものでありまして、第1～16条までが各分野の記述内容になっておりますけれども、それに応じて最終見解の項目も多岐にわたるものでありますので、佐藤会長からも御提案いただいたように、ワーキンググループを設置してヒアリングや議論を進めていただくのがよいのではないかと考えております。

なお、女性に対する暴力に関する分野もございしますが、これについては女性に対する暴力に関する専門調査会でフォローアップをいただくように考えております。

また、ワーキンググループにおけるヒアリングや政府報告作成に資するよう、女子差別撤廃委員会の最終見解を踏まえて報告書に盛り込むべき事項等について、広く国民から意見を募集することを考えておりまして、近く意見募集の公表をしたいと考えております。

一方で、本日の重点方針のフォローアップと同じ分野の事項については、最終見解への対応もあわせて各省からお話を伺うのが効率的であると考えております。つまり、きょう来ていただいた各省には、2度ではなく今回でまとめてヒアリングを行いたいと考えております。

このため、資料3-2として、本日の重点項目に関係する分野については、現時点の取組状況を取り急ぎ整理させていただきました。具体的には、49という項目であります離婚の際の財産分与や養育費の問題、35(a)にあります雇用分野における男女平等、33(a)にありますSTEM、理工系分野への女性の参画拡大が該当します。本日は、重点分野とあわせて最終見解への対応の内容についても御意見をいただきたいと存じます。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

先ほど私からも少し御説明させていただきましたが、今、事務局からも御説明がありましたように、女子差別撤廃委員会の最終見解はかなり範囲が広いので、ワーキンググループを設置したいと思います。

よろしければ、私のほうで事務局と相談し、来週の専門調査会で案をお示ししたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○佐藤会長 それでは、そうさせていただきます。

本日の議論に入らせていただきたいと思いますが、資料1が2回の専門調査会で議論する項目として決めさせていただいたものです。本日は、資料1の1ページ目、表のほうを議論します。2つに分けて御説明いただいて、少しまとまって御説明いただいて議論し、

また御説明いただいて議論としたいと思います。

前半はⅠの1「a）妊娠・出産等に関する健康支援」から始めて、Ⅱの1「a）働き方改革関連法の円滑な施行に向けた取組の推進」までをずっと御説明いただく。議論をして次とさせていただければと思います。

まず最初に、Ⅰの1「a）妊娠・出産等に関する健康支援」から厚生労働省の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○厚生労働省（富安課長補佐） ただいま御紹介いただきました、厚生労働省子ども家庭局母子保健課、私、富安と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、「a）妊娠・出産等に関する健康支援」について説明をさせていただきます。

大きく3点ございまして、女性健康支援センター事業、不妊専門相談センター事業、不妊に悩む方への特定治療支援事業の3点でございます。ポンチ絵があると思いますが、そちらを御参照いただければと思います。

まず、1点目ですけれども、女性健康支援センター事業でございますが、女性の健康の保持・増進に向けた取組といたしまして、女性健康支援センターの設置によりまして、相談支援体制の強化を図っているところでございます。思春期、妊娠、出産等、各ステージに応じて相談に対応することを目的としているものでございます。この中には、女性の心身に関する相談の中で、予期せぬ妊娠につきましてもこのセンターで対応しているところです。事業内容につきましては、女性に対する相談支援はもちろんのこと、相談員に対する研修養成についても事業対象として含まれているところでございます。実施主体は都道府県・指定都市・中核市でありまして、医師、保健師、助産師などが中心となって実施がされております。平成29年7月現在では、全国に70カ所で、都道府県におきましては47全てで実施されている状況です。相談内容・実績につきましては、平成28年度で約5万3000件ございまして、相談内容につきましては、女性の心身に関する相談、メンタルケア、不妊相談などとなっております。平成31年度の概算要求でございますが、8800万円を要求しております。なお、この中には女性健康支援センターの機能拡充といたしまして、当センターにおいて特定妊婦と疑われる者を把握した場合には、早期に支援が受けられるよう医療機関等につなぐ体制を確保することについても、新規の要求内容として含めているところでございます。また、平成30年度予算におきまして、相談者の利便性の向上に資するという事で、相談受付時間の延長を図るといった支援策を新たに打ち出しておりますけれども、31年度においても引き続き実施できるよう、休日・夜間の加算の予算を要求しているところでございます。

続きまして、不妊専門相談センターでございます。当センターにおきましては、不妊や不育症について悩まれている御夫婦などに対しまして、相談、指導、治療に関する情報提供を行うことによって、適切な相談支援体制の構築を図ることを趣旨・目的としているものでございます。平成28年6月に閣議決定がされまして、これは「ニッポン一億総活躍プラン」でございますが、その中で当センターを平成31年度までに全都道府県・指定都市・

中核市に配置するという目標を掲げてございまして、平成29年7月現在で、全国で66カ所配置してございます。実施担当者は不妊治療について専門的な知識を有する医師などが当たっておりまして、来年度概算要求額は約1億1000万円程度、目標の達成に向けまして、自治体の実施箇所数の増加に対応するため、必要な予算を要求しているところでございます。なお、相談実績といたしましては、平成28年度では約2万2000件、主な相談は件数が多いものとしたしましては費用や助成制度に関することや不妊症の検査・治療に関すること、実施医療機関の情報などとなっております。

3つ目ですけれども、不妊治療の助成の関係でございまして、不妊治療の経済的負担の軽減のために、高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精につきまして、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成しております。対象者につきましては、特定不妊治療以外の治療法によって妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に判断された法律上の婚姻をしている夫婦でございまして、給付内容、助成額でございまして、1回15万円、初回治療に限っては30万円まで助成ということでございまして、初回に限って補助の上乗せを実施しております。また、不妊の原因が男性の側にある場合もございまして、男性の不妊治療を行った場合には15万円の助成を行っております。この男性不妊につきましては、現在、15万円までの助成・補助となっておりますけれども、来年度要求では、補助額の上限を30万円まで拡大する要求をしております。夫婦ともに不妊治療が必要な場合は、医療費もさらに高額となりますので、その経済的負担を軽減するために男性不妊の初回治療にかかる助成の拡充を図るものでございまして、助成回数でございまして、平成25年度に有識者検討会を行いまして、その医学的知見を踏まえた議論を踏まえて、初めて助成を受けた際の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回、40歳以上43歳未満であるときは通算3回までの助成としております。一定の所得制限を設けておるところでございまして、また、実施主体でございまして、都道府県・指定都市・中核市でありまして、来年度の概算要求額は165億円でございます。なお、沿革、支給実績等につきましては、記載されているとおりでございますので、御参照いただければと思います。

簡単ではございますが、以上でございます。

○佐藤会長 次に、「b）スポーツを通じた女性の健康増進」について、文部科学省から説明をお願いします。

○文部科学省（松崎課長補佐） 文部科学省スポーツ庁健康スポーツ課、松崎と申します。よろしく申し上げます。

資料5になるかと思っておりますけれども、スポーツ庁の資料として、ポンチ絵2枚紙をつけさせていただきます。

重点方針2018の中では、「I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」の中で「1. 生涯を通じた女性の健康支援の強化」という項目がございまして、その中で「(2) スポーツを通じた女性の健康増進」というところで位置づけております。スポーツ庁のミッションとして、トップアスリートなどの、競技力を向上させる、国際競争力の強化とい

う観点からの、山に例えれば高みを目指していくほうの事業と、また、我々のような一般の方がスポーツに親しむ環境をつくるという、山でいえば裾野を広げていく、その2つを車の両輪のような形でやっておりますが、今回の事業の説明に関しましても、最初の女性アスリートの育成はまさに高みを目指していくほうでございまして、次の女性のスポーツ推進事業のほうは裾野を広げる、環境整備を図っていくという、必ずしもそれだけで分けられるわけではありませんけれども、おおむねそのような見方で見ていただければと思います。

まず、女性アスリートの育成・支援プロジェクトでございまして、前年度、2億3000万円ほど予算を計上させていただいておりますが、来年度の概算要求額としても同額を計上しております。大きくは女性アスリートの戦略的支援プログラムと、女性アスリートの戦略的強化に向けた調査研究という2本柱で女性アスリートの国際競技力向上を図っていくという事業でございまして。まず、女性アスリートの戦略的支援プログラムは、この中でさらに女性アスリート支援プログラムと女性エリートコーチ育成プログラムという2つに分かれます。女性アスリート支援プログラムのほうは、まさに女性特有の疾患とか障害等における医学サポートになります。例えば、妊娠、産前・産後という男性にはない時期の過ごし方、さまざまな男性と女性の差による支援の違いを考えながら、戦略的なプログラムを作成していくということでございまして。同じく、エリートコーチ育成プログラムのほうも、そういった女性特有の視点やアスリートとしての技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するために、例えば、引退を予定しているアスリートを対象としたプレイングコーチも含む、女性エリートコーチを育成するモデルプログラムを策定・実施することを想定しております。もう一つ、女性アスリートの戦略的強化に向けた調査研究に関しましては、特に今回、パラアスリート支援や女性アスリートの直面する健康課題の解消、こういった調査研究を実施することを予定しております。これらとは別に、競技力向上事業という、この参考の点線囲みの中にありますけれども、110億円ほど要求させていただいております。その中で女性スタッフの配置の支援とか、女性アスリートの強化支援、特に女性競技種目において不足している競技大会などをモデルプログラムとして実施することなどによって、高水準の競技機会や教育プログラムを提供しながら、女性アスリートの国際競技力向上を図ることを狙っていくこととしております。

次のページにまいりまして、女性スポーツ推進事業を説明させていただきます。前年度予算額としましては2886万6000円となっておりますが、来年度予算要求として5400万円、少し増やして要求をさせていただいております。事業概要といたしまして、スポーツを通じた女性の活躍促進に向けて、女性のスポーツ実施率の向上のためのキャンペーン等の実施や女性スポーツ指導者の育成支援、スポーツ団体における女性役員の育成支援を行っていく予定です。女性のスポーツ実施率という観点から申し上げますと、特に若い世代、10～40代くらいの女性のスポーツ実施率が、同じ世代の男性と比べると10ポイント程度低いという結果がスポーツ庁で実施したアンケート調査で出ております。大体50代くらいで同

じになって、60代、70代ではむしろ女性のほうが男性よりもスポーツをされている方が多いというデータもあるのでありますが、若年層の世代の方がなかなかスポーツを実施できていない環境にある。もちろんそれは本人の意思の問題はあるかもしれませんが、環境が整っていないとか、きっかけがないといったこともございますので、女性のスポーツ参加促進のためのキャンペーンの実施や女性スポーツアンバサダーの任命によって普及啓発を図っていくことを考えています。大体18歳くらいまでに骨密度を上げておかないと、それ以上、なかなか筋肉や骨の量がふえないというデータもあつたりしまして、特にやせ過ぎの方の将来的な健康リスクとか、過度なダイエットによる免疫力の低下とか、そういったさまざまな健康リスクがあることも情報発信していく必要があると考えております。また、女性スポーツ指導者の活動促進とスポーツ団体における女性役員の育成という2つの項目がございます。まさに企業の女性活躍の促進とか、さまざまな女性活躍の取組の中で、例えば、役員や管理職の割合の増加といった目標もございますけれども、これはスポーツ団体においても例外ではなく、まだ男性の役員や職員の方が多い。また、コーチも女性は少なく、また、そういった配慮がないということもございますので、指導者の活動促進とか役員の育成についても取り組んでいくというところでございます。

スポーツ庁としては、この2つの事業を中心に取り組み、スポーツにおける女性活躍の推進を図っていきたいと考えております。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

次に、「a）養育費の履行の確保に向けた検討」について、法務省から御説明いただきますが、ここは、先ほどの資料3-2、女性差別撤廃委員会からの最終見解における指摘事項の上の3つ、パラ49の（a）～（c）についての対応状況についてもヒアリングをあわせて行うということですので、よろしくをお願いします。

それでは、法務省からお願いいたします。

○法務省（内野参事官） 法務省民事局の参事官の内野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、「a）養育費の履行の確保に向けた検討」について御説明いたします。この課題については、法制審議会民事執行法部会において、法改正を念頭に制度改善を図れないのかという検討をしております。適宜資料6をご覧くださいと思います。

まず、検討の経過でございますが、民事執行法部会では平成28年11月から検討を重ねてまいりまして、その途中では、中間試案をとりまとめ、その内容を公表した上で意見募集手続等も経たるところですが、最終的には、本年8月31日に要綱案が取りまとめられたという状況でございます。今後の予定といたしましては、10月4日に予定されております法制審議会総会で、要綱の取りまとめのための調査審議を行っていただくという状況でございます。

次に、検討の具体的な中身でございますが、お手元の資料の「債務者財産の開示制度の実効性を向上」の部分をご覧くださいと思います。

民法によれば、親は子を養育する義務を負うこととなっておりますが、その際、子を現に監護をしている親が、他方の親に対しまして、その養育のための費用、いわゆる養育費を請求する場面がございます。そして、この養育費が任意に支払われていればいいのですが、それが払われないこととなりますと、裁判により請求することとなります。典型的には、家事審判で他方が一方に対して金銭を支払うことが決められる場面がございます。この裁判で決められた後でも任意の支払はあり得るわけですが、家事審判によって養育費の支払が命じられたにもかかわらず、その義務が任意に履行されないととなりますと、債権者は、強制執行という形で、強制的に債務者からその金銭の回収を図っていくことになってまいります。この強制執行は、私的な権利の実現のために行われるものですので、債権者がその申立てをするためには、その執行対象となります債務者の財産を特定する必要がありますこととなります。そうなりますと、債権者においてはその債務者の財産の所在等を知っていなければいけないことになるわけですので、平成15年の民事執行法改正の際に、債権者が債務者財産に関する情報を取得するための制度として、債務者自身に対して裁判所に出頭してその財産の状況を開示することを義務付けるという「財産開示手続」が創設されました。ところが、この手続の運用状況を見ますと、これまで必ずしも多くの申立てがされていたわけではないという実情から、債務者財産に関する情報を取得する制度の見直しを検討してきたということでございます。

法制審議会民事執行法部会で取りまとめられた要綱案の内容といたしましては、柱として2つの内容を含んでございます。1つは、債務者以外の第三者から債務者財産に関する情報を取得する手続を新設しようというものでございます。債務者に養育費の支払を命ずる家事審判等を得た債権者などが、裁判所に対して、第三者から債務者の財産に係る情報を取得したいといった申立てをすることを想定しています。この申立ての対象となる第三者と情報の範囲としましては、まずは、銀行等の金融機関から預貯金債権に関する情報を取得することや、証券会社等から上場株式等に関する情報を取得することが、一つの内容になってございます。また、このような私的などころから情報取得のほか、強制執行の手続においては非常に重要な要素を占めております土地建物がございまして、土地建物に関する情報を登記所から取得するといった制度もこの要綱案の中には盛り込まれております。さらに、養育費の履行の確保のためには、その養育費を支払う義務を負う者の給料からの回収を図ることが非常に重要な機能を有していると言えるわけですが、こういった場面を想定いたしまして、市町村や日本年金機構などの厚生年金保険の実施機関から、その債務者の勤務先に関する情報を取得するといった制度も、要綱案の中には盛り込まれているといたします。この新たな制度によって債権者がこういった情報を入手できるようになりますと、強制執行の申立てをすることが具体的に可能になるわけでありまして、まさに養育費の履行確保に資することになり得る内容になっていると考えております。

また、要綱案では、このような見直しに加えて、債務者自身にその財産状況を開示させる現行の財産開示手続についても一部の見直しをするものとしております。まず、現行の

財産開示手続では、その申立てをすることができる債権者の範囲を、確定判決などを有する債権者に限っておりますが、要綱案では、この申立てをすることができる債権者の範囲を拡大いたしまして、強制執行の申し立てが可能な債務名義を持っている債権者として、例えば、公正証書により養育費の支払を取り決めた債権者についても、財産開示手続の申立てをすることができるような制度改正を、要綱案の内容として盛り込んでございます。あわせて、債務者の不出頭等によってこの財産開示手続における情報取得が妨げられるという実情といった部分を考慮いたしまして、現行の30万以下の過料による制裁によってその制度の実効性を担保しようとしているものを、罰則を強化いたしまして、財産状況の開示に向けた実効性を担保しようということも目指しております。

他の改正課題も含んでございますが、以上がこの民事執行法の改正の内容になってございます。今後、法務省民事局といたしましては、この要綱案を踏まえた所要の対応を、堅実に行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

最後に、「a）働き方改革関連法の円滑な施行に向けた取組の推進」について、厚生労働省に御説明いただきます。先ほどの女子差別撤廃委員会の最終見解、先ほどの資料3-2の Paragraph 35 (a) についてのヒアリングを、これにあわせて行うという趣旨です。

それでは、厚生労働省、お願いいたします。

○厚生労働省(栗村課長補佐) 厚生労働省労働基準局労働条件政策課の栗村と申します。

本日は、働き方関連法案の概要とそれにかかわる支援策を簡潔に御説明したいと思っております。

資料7という形になっております。

まず、1ページ目をあけていただきまして、この法案ですけれども、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講じるということで、さきの通常国会において6月末に成立した法案でございます。

その大きな柱、「I 働き方改革の総合的かつ継続的な推進」としまして、雇用対策法を改正しまして、今後、基本方針が定められることになっております。この働き方改革を推進するに当たって、地方において、地方の関係者により構成される協議会の設置、これを通じながら、しっかりと進めていくことが衆議院の修正という形で網羅されました。

「II 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等」の中の一丁目一番地としまして、「1 労働時間に関する制度の見直し」、これは労働基準法、労働安全衛生法が改正されまして、1つ目の・ですけれども、今まで時間外労働につきましては36協定でいわゆる青天井という形で無制限に上限が設定できたものについて、ここに書いてありますように、原則月45時間で年360時間を上限として、36協定の中に特別な条項を入れた場合においても、年720時間、単月100時間、これは休日労働を含むということですね。それと、複数月、2～6カ月の平均、これも休日労働を含んで平均80時間以内にしなければならないと

規定されております。・の2つ目ですけれども、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率は、大企業につきましては既に50%という形になっていたのですけれども、中小企業に対しての猶予を撤廃する形になりました。さらに・の3つ目としまして、高度プロフェッショナル制度、いわゆる労働時間の制約を受けずに働くことができる。ただし、これは一定の条件、例えば、年収が1075万円、高度な技能・技術を持たれている方限定で、さらに合意を得た上で適用されるという制度が導入される。一番最後の・ですけれども、これらについて、しっかりと健康確保を図るという観点から、労働安全衛生法を改正しまして、労働時間の状況の把握、労働時間をしっかりと把握するという規定が整備されるという形になります。

「2 勤務間インターバル制度の普及促進等」としまして、設定改善法が改正されて、前日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定の間隔を置きなさいということが努力義務規定として整備された。

「3 産業医・産業保健機能の強化」としまして、産業医に対して業務を適切に行うために必要な情報を事業者から提供しなければならないということで、産業医・産業保健機能の強化を図ることを、労働安全衛生法を改正しまして、整備された。

あとは、多分関心が一番高いと思いますけれども、「Ⅲ 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」、いわゆる同一労働同一賃金といわれるものが、法律が幾つかにわたっております。

まず、「1 不合理な待遇差を解消するための規定の整備」、パート労働法、労働契約法、労働者派遣法を改正しまして、処遇、いわゆる同一労働同一賃金の実現を整備する訓示的規定が網羅された。

さらに「2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化」、これもパート法、労働契約法、労働者派遣法が改正されて、この整備がなされた。

これらを担保するための「3 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備」規定が設けられたという形になっております。

これらの法律の施行なのですけれども、まず、1つ目の雇用対策法は今年の7月6日に施行されております。基本指針は、今後、閣議決定される予定という形になっております。Ⅱの長時間労働の部分ですけれども、大企業につきましては来年4月から施行、さらに中小企業につきましては、時間外労働の上限規制の部分に1年間の猶予措置がありまして32年4月1日、割増賃金の部分につきましては35年4月1日から施行という形になっております。同一労働同一賃金につきましては、大企業につきましては32年4月1日から、中小企業につきましては33年4月1日からという形になっております。

3ページのところで、ここに今お話ししました概要がざっくりと入っております。この真ん中の絵を見ていただければおわかりのとおり、今まで36協定の中で、上限、いわゆる青天井と言っていたものが左の絵です。右側の赤で記されたところにふたが閉まった。この上限までしかできませんよという形で今回は規定されている。ただし、一部適用除外、こ

の真ん中の四角であります自動車の運転業務、建設事業、医師、鹿児島県・沖縄県における製糖工場、新技術・新商品の研究開発業務につきましては、一部例外が設けられています。その中で、自動車、建設、医師につきましては、5年後適用、自動車につきましては年960時間を上限とする。さらに、医師につきましては、来年3月いっぱいまでに検討会の一定の結論を得て、その上で、省令等で整備をして、どのような労働時間を適用していくかということが検討されるという形になっております。

飛んでいただきまして、6ページです。これらを支援するに当たって、自動車運送事業・建設業の長時間労働是正のための取組としまして、既にこれは実施されておりますけれども、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」及び「トラック運送業の生産性向上協議会」を中央と地方で開催しております。詳細は中を読んでいただければと思います。真ん中の「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」も、内閣府、国交省、警察庁、財務省、厚労省、農水省、経産省、環境省がメンバーとなりまして、協議を行っております。さらに「建設業の働き方改革に関する協議会」、「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」も、このような形で開催されております。

次のページに、この働き方改革につきましては、特に国会審議等でも中小企業に対する支援という部分が重要だということを強く指摘されておまして、中小企業を中心として、この支援を図るために、今年の4月1日から47都道府県に働き方改革推進支援センターを設置してその支援に当たるということを行っております。今年予算規模はこの括弧で書いてある15億という予算なのですけれども、来年度の概算要求でこれを大幅に拡大しまして74億円という規模で中小企業の支援に当たりたいと考えております。

さらに次のページを開いていただきまして、これらを支援するために助成金を用意しております。今年の総額でいきますと35億ですけれども、特に中小企業につきましては、来年度1年間という猶予がありますので、その間に重点的に支援を行いたいという考えから62億と増額しております。その内容につきましては、時間外労働上限設定コース、いわゆる、今、青天井になっているような労働時間を一定の枠におさめた場合に、それに関する経費支出、生産性向上、長時間労働の是正、あるいは人手不足解消といった目的のために支出する経費について、一定の金額を助成しましょう。2番目は、インターバルを導入するといった企業についても助成します。3つ目は、いわゆるワーク・ライフ・バランス、年休の取得を促進したような事業者さんに助成する。団体推進コースは、例えば、商工会さんとか地域の工業団地の中で事業主団体をつくっていただきまして、その団体として労働時間短縮等に取り組むといったものについての支援を行う助成金を用意しております。

最後のページですけれども、勤務間インターバル制度の普及促進のための広報事業としまして、来年度、この業種別のインターバルのマニュアルとか、インターバルの必要性とかといったようなものについてのシンポジウム、これらの開催を行いながら、このインターバルの普及啓発を図っていきたいと考えております。

おおむね以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

ちょっと予定より過ぎていのですけれども、35分ぐらいということで、皆さん、それぞれこの部分で全員が質問するかどうかわかりませんが、全員質問するとしたら1人3分ちょっとぐらい。質問と御説明をいただかなくてはいけないので、そういう意味では、御意見ないし質問を少し短目に言っていただいて、余ればもう一回となるかなという感じで、時間配分に御配慮いただければと思います。

それでは、どなたからでも、御意見、御質問、どなたに対するかということを出していただければと思います。

小山内委員。

○小山内委員 小山内でございます。

2つありまして、まず最初は、厚労省の方の「a) 妊娠・出産等に関する健康支援」のところですか。ここで女性健康支援センター事業について御説明いただいたのですけれども、各都道府県、全国各地に少しずつ増えているということは、とてもうれしいことだと思います。そういう中で、広報活動を積極的に実施していくと書かれております。その場所なののですけれども、一例ではございますが、対象者が訪れやすい店舗等で配布するなど書いてあるのですが、このセンターの活用してもらいたい対象者の中に、思春期とか、望まない妊娠とか、予期せぬ妊娠、そういった悩みを抱えている人たちも含まれているということであれば、ぜひこの広報活動の中に学校というものをぜひ入れていただきたいなと思います。中でも、校長であったりとか、養護教諭等に、こういうセンターがそういう支援をしていることをぜひ広く周知していただきたいと思っております。ここの中でもう一つなのですが、私は青森県から来ておりますが、青森県でも少しずつこの女性健康支援センターができております。この4月からできた支援センターの担当者にお話を聞いたところ、この支援センターの目的のところはまだ保健所の枠組みを超えていないというか、ワンストップ支援センターとしての役割を果たすのだというところの意識が低いように私は感じました。社会的包摂という観点からも、この健康支援センターが、福祉、医療、学校などをつなぐワンストップ支援センターとしての拠点の役割も担っているということをもっと周知していただきたいと思っております。目的のところ「相談指導を行う相談員の研修を実施し」と書いてあるのですが、ここは相談員だけの研修では足りないと思うのです。このセンターの事業を決定する、どちらかというと行政職等にこのセンターの意味とかも含めて研修の場を拡大していただきたいなと思います。

2つ目ですが、先ほどの働き方改革のほうなののですけれども、中小企業・小規模事業者等に関する働き方改革推進支援事業についてです。中小企業等がどんどんこういった働き方改革に取り組めるようにしていただければと私も思っているところですが、この事業は平成30年度からスタートをしておりますが、この成果として、例えば、専門家を派遣していろいろ相談に乗っているわけですが、そういった相談内容とか、あとはさまざまな助成金を出しているわけですが、その活用実態がいかななものかということをお教えしてい

ただければと思います。

以上です。

○佐藤会長 前半の女性健康支援センターについて、もし御質問や御意見が何かあれば、広報とか研修について。

○厚生労働省（富安課長補佐） 御意見ありがとうございます。

女性健康支援センターにつきましては、随時拡充を図ってきておるところでございますので、要綱の見直しとか、局内でも議論をして、さらに充実を図れるように努めてまいりたいと思います。

また、ワンストップサービスとしての機能、拠点として機能があまり高くないのではないかという話もありましたけれども、その点も、子育て世代包括支援センターというワンストップで行うところもありますので、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターを全国展開するという目標があり、そことの関係もございしますが、あわせて積極的に展開を図っていきたいと思います。

また、相談員の研修だけではなくということなのですが、女性の健康に対しまして、幅広く、学習会とか、勉強会とか、講習会のようなこともやっております。そういったことで女性健康支援センターの充実引き続き努めてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○佐藤会長 厚労省の働き方支援はまだ立ち上がったばかりだと思うのですがけれども、もし何か今、御説明があれば。

○厚生労働省（栗村課長補佐） 働き方改革推進支援センターなのでございますけれども、今年4月に全国の労働局がそれぞれの地域の団体に委託しまして実施しております。先ほど座長からお話があったように、立ち上がったばかりということもありまして、4月・5月は主に地域における周知、特に商工会等との連携を図りながら、この認知に努めている。徐々にセミナーの開催あるいは個別事業所からの相談といったものの依頼が来始めたという形になっております。今後、マスメディア等を使いながら、この周知に努めながら、より一層の支援に努めていきたいと考えております。

○佐藤会長 白河委員、それから、家本委員。

○白河委員 2点、意見を述べさせていただきます。

先ほどの厚労省の方の不妊に関してのことなのですが、情報を周知する対象者の中に、企業の担当者もぜひ含めていただきたく、不妊治療をしながら働いている女性の5人に1人が退職しているということ、2018年、FineさんというNPO団体が「不妊白書」というもので発表されました。イクボス企業同盟で、不妊治療に対してどのような支援をしておりますかということで、企業が100人ぐらいいる中で、一回いろいろ聞いてみたのですが、なかなかまだ難しく、この企業の担当者のこの不妊治療に対しての理解のなさとか、そういったものも多く、制度はないところも非常に多いのですね。ですから、働きながら治療する人が非常に多いという観点からも、治療していただきたいですし、男性はほとんどが働い

ているわけですね。これは女性への治療ではなく夫婦の治療という意味で考えていただくと、例えば、男性の転勤などに配慮する場合、その転勤免除の項目の中に不妊治療が入ったという企業さんがあったのです。しかし、それは女性が不妊治療をしている場合なのかなという感じで、男性も夫婦の治療であるからには一緒に治療しているという観点で考えれば、全ての方がこういったものの対象になりますので、企業の担当者さんがしっかり不妊治療に対して理解することはとても大事だと思いました。

もう一点、スポーツの団体における女性役員の育成というところなのですが、近年、いろいろなニュースを見ると、非常にスポーツ団体の中がブラックボックス化している。女性の役員を育成するのはいいのですけれども、そのヒエラルキーの中で、皆さん、特定のスポーツのヒエラルキーの中の拘束力のようなもの、パワー、権威のようなものが非常に大きいと感じますので、今、ガバナンスコードで企業の役員会の多様性などが言われていますけれども、スポーツの役員においても、女性の役員がいなければ、よそから、全く違う事業のところから入ってきて、これってどうなっているのか、おかしいのではないですかと言えるような人が来るという方向も、もう少し考えられたらいいのではないかと思います。

以上です。

○佐藤会長 前半の不妊専門相談センター事業を見たら、これは厚労省の別の仕事で生活・仕事と治療の両立などがありますよね。その辺との連携ということだと思うのですが、その辺を何かやられているのか。その辺でもし何かあれば。そういう趣旨だとは思っています。

○厚生労働省（富安課長補佐） ちょっと観点が違うかもしれませんが、不妊専門相談センターにおきましても仕事と不妊治療の両立支援は相談内容に含めておりますので、直接企業ということではないですけれども、相談を受けた場合には対応できるようにという体制にはなっております。

昨年度だったと思うのですけれども、労働のほうの雇用環境・均等局でつくった不妊治療と仕事の両立の関係のパンフレットができておまして、労働法制とか、連絡カード、医者を書いてもらって、治療がどういう状況であるのかということ会社を渡してつなげるカードもあわせて周知をしておりますので、他部局、労働関係部局とも連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

○佐藤会長 労働行政のほうの仕事と生活あるいは治療の両立などと連携していただければいいかと。

○厚生労働省（富安課長補佐） そのパンフレットについては、不妊専門相談センターに行くようになっております。

○佐藤会長 企業の方がわかるように、そこにも載っているといいよね。

スポーツについて、もし御質問についてあれば。

○文部科学省（松崎課長補佐） 御意見をありがとうございます。

スポーツ団体におけるガバナンスの話につきましては、おっしゃるとおり、さまざまな環境におられる方からの御意見を伺うことも必要かと思っております。スポーツ団体に限らず、企業で言えば、最近では東証で進められている社外取締役の導入の促進とか、同じ環境で育ってきた方だけではなくて、まさにダイバーシティですけれども、女性だったり、外国人だったり、いろいろな立場の方がさまざまな視点から物を言える環境をつくっていくことが大事だと思います。

スポーツ団体における話ですと、男性が中心だったり、あるいはその種目をずっとやってきた人だったりとか、そういう意味での均質性というか、そういうものもあるかと思えます。今後、いただいた御意見を踏まえながら、この役員の育成とか、検討をしていければと考えております。

ありがとうございます。

○佐藤会長 家本委員、お願いします。

○家本委員 スポーツ庁の方にお話をお伺いできればと思います。

今、おっしゃっていただいた、NFの方、女性の外部の識者という話も全く同意見なのですけれども、この最初に示していただいた女性アスリート戦略的支援プログラムのところについて、2つお伺いしたいと思います。

1つは、この戦略的支援プログラムというプログラム自体の目標がどういうふうを設定されているのか。NF、競技団体を含めたスタッフの配置支援とか、女性アスリートへの機会提供というところへの予算規模に対して、さほど大きい比率ではないということを見ると、ここに書いていらっしゃるように、カンファレンスをする、講習会をするというところを主にやっていかれるのかなと感じるわけなのですが、具体的にこれを経てどういう目標、ゴールを設定されているのかということをご伺いしたいと思います。

2点目が、特に女性エリートコーチ育成プログラム、こういうモデルプログラムを考えていかれるということとはとても必要だと思いますし、私も賛同します。この領域に関していくと、そもそもの理解をしている専門家の方たちの絶対数がスポーツの現場において少ないというのは私も日々感じておりますとともに、正しいスポーツ生理学、医学、科学的なアプローチに関しての知識量が絶対的にまだ日本において足りていないということを感じているのですけれども、このエリートコーチ育成プログラムは、具体的にどういうステップを御検討になっていらっしゃるのかということについて、少し伺えればと思います。

○佐藤会長 おわかりの範囲内で。

○文部科学省（関課長補佐） スポーツ庁競技スポーツ課の関と申します。

御質問ありがとうございました。

まず、1つ目の御質問でございますが、この女性アスリート支援プログラムでございますが、これは幾つか中身がここに書いてあるようにございまして、1つは、女性特有の疾患・障害、特に女性の三主徴といわれる月経異常とか、あるいはエネルギー不足、骨粗鬆症の問題などが、トップアスリートになりますと、かなり体重制限をしたりするような種

目もありますので、まず、そういうところの知識をしっかりと、トップアスリート、次にトップアスリートになっていくジュニア年代の選手、もっと大事なのは保護者あるいはコーチという方たちにそれをしっかり知っていただくことが大事だと思っております、それに関する講習会等に力を入れてやっていきたいと思っています。

もう一つは、その中で、女性特有ということで、先ほど松崎からもお話しさせていただきましたが、妊娠・出産というイベントも女性にはありますので、その前後を通じて競技を続けていくにはどうしたらいいのか。これも非常に大きな問題でございます。その産前・産後のトレーニングをどういうふうにしていくかという研究、実践も、今、やっております。

最後、もう一つは、実際に子育てをしながら競技を続けていくにはどうしたらいいのか。これも非常に大きな問題でございます、これは今のところやっておりますのは、アスリートが遠征先にお子さんを連れて行って、そのときに一緒に面倒を見てくれる方への謝金を払ったり、あるいは大会会場に保育をできるようなスペースをつくると言ったようなことを行いまして、女性の継続的な競技力の向上につなげていきたいと考えているところでございます。

もう一点、エリートコーチのところにつきましては、こちらも競技団体のほうに委託をしまして、競技団体が将来自分の競技団体に女性のコーチとしてやっていただきたいという人材に対して様々な支援をしております。大きくは2つありまして、1つは、実際にコーチングの現場でOJTをしながらノウハウあるいはスキルを身につけていくことと、もう一つはそれ以外の座学の部分です。コーチとはどうあるべきか、グッドコーチになるにはどうしたらいいのかということについての座学、この2つの方面を実施いたしまして、女性のエリートスポーツのコーチを育てていくということで進めている次第でございます。

以上でございます。

○佐藤会長 よろしいですか。

渡辺委員。

○渡辺委員 まず、資料7の厚労省の御説明について御質問させていただきます。

3ページにあります労働時間の制限の適用除外についてです。まず、適用猶予のところですが、医師が入っています。今、これは社会問題になっておりまして、例の大学入試問題は、入試だけの問題ではなくて、医師が非常に長時間労働しなければいけないというところにつながっているということで、医師というのは命にかかわることで、医師が健康でないと患者も安心して受診できないという問題がある中で、これが社会問題となっ

ていながら猶予の対象にしているというのは、どういうお考えかというのを一つお聞きします。

もう一つ、新技術・新商品等の研究開発業務が適用除外になっているのですが、これも多分従事している方たちの意見を聞くと適用除外がいいと言われると思うのですが、これが日本のブレークスルーを生まない原因になる。つまり、長時間労働をよしとする。

大半が男性の世界だと思うのですけれども、世界から見れば、長時間労働が成果を生むのではないということは明らかですから、ここで制限をかけながら女性も参加しやすくしていくことが必要だと思うので、ぜひそれを検討いただきたいと思うのですが、そこがどういう理由なのかをお聞かせいただければありがたいです。

もう一つは、スポーツに関してなのですが、女性指導者を増やしたり役員を増やすというのはとても大事だと思うので、これはぜひやっていただきたいのですが、このときにぜひ考えていただきたいのは、透明性を確保していくということ。例えば、会議を公開にするとか、決まったことも全て公開にしていくとか、透明性を確保しながらこうやって女性も増やしていくということと一緒にしないと、せっかく女性を増やしても、密室で決まる、女性の意見が尊重されないとなってしまうと、せっかくやってもなかなか効果が出ないので、透明性もぜひ確保いただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○佐藤会長 多分いろいろ議論があったと思うので、よろしくお願いします。

○厚生労働省（栗村課長補佐） まず、医師につきましては、応召義務といった、患者さんが来たときにお医者さんはその場で対応しなければならないといった責務を負っている。それと、地域医療、例えば、医師が非常に少ない地域、こういうところでこの労働時間をそのまま当て込んでしまうと、地域住民の医療といった部分で非常に問題になるという懸念もある。そういった問題等を踏まえまして、どういう働き方がいいのか。

当然、おっしゃるとおり、お医者さんについても健康確保は重要な要素であって、これを確保しながらどのような働き方をしていけばいいのかといったことを、現在、検討しておりまして、先ほども説明しましたように、年度内に一定の結論を得て、それに向けて省令等の整備をした上で、このお医者さんに関する働き方といった部分を進めていくという形で、今、おっしゃられたような御懸念という部分も十分検討の一部に入っておりますので、その検討結果を見守りたいと思います。

それと、研究開発業務、先ほど説明で一部足りなかったところがあるかもしれないのですけれども、これも労働安全衛生法が改正されておりまして、この適用除外されている方々についても、当然、労働時間の状況の把握はしっかりとさせていただいて、一定の時間を超えると健康確保についての医師による面接指導とか、こういうものはしっかりと健康確保の観点から適用される。研究開発業務という部分につきましては、例えば、化学の実験等をするとき、8時間とか10時間のタームではなかなか終わらない。例えば、2日、1週間といった連続的なデータをとらなければいけないとか、どうしてもやむを得ないような事情等もありますので、適用除外という形にはなっておりますけれども、当然、労働者の健康という部分は十分確保されなければならないということで、労働時間の状況の把握義務はしっかりと課していまして、その次の、もし異常があった場合のお医者さんによる面接指導等の健康確保の義務という部分を課せられているということで対応していくという形で整理されております。

○文部科学省（松崎課長補佐） 透明性の確保ということに関しましては、先ほどの御質問の中でもありました、ブラックボックスであるとか、ヒエラルキーがあるとか、そういった問題とも関連する話かとは思いますが、企業のガバナンスと同じで、正当性、第三者から見て変に思われなような環境づくりとか、そういったことについては検討の中で進めていきたいと思っております。

○佐藤会長 堀江委員。

○堀江委員 ありがとうございます。

大きく2つあるのですが、1つが女性健康支援センター事業というところで、2つ目は働き方改革なのですが、1つ目の女性健康支援センター事業で、いい取組だな、素晴らしいなと思いつつ、先ほどお2人の委員からもあったのですが、一番悩まれているのは、会社の中にいらっしゃる方、学生だったり学校にいる方というところで、さらに彼らの前提としては知識がないということで、妊娠・出産・更年期の相談をそもそも自分が受けなければいけない存在であるということをおっしゃっている中で、幾ら広報をしても行くことがなかなかできないということがあり得ますので、広報のお金をできれば会社の健康診断派遣とかで問診をするとかという形で、実際に行くということをしていかなければ、本当に悩んでいる人にリーチできないと考えております。できればこの広報活動でのリーフレットを刷るようなお金をぜひそういった派遣のほうにも回すという形にしていたらいいかなと思っておりますし、そういったところを検討しているかというところをお伺いできればと思います。

2つ目が、働き方改革なのですが、ここまで多くの予算を国がつけられたということで、本当に本気だなと思って、素晴らしいなと思っているのですが、3点、すごく思ったところと言うと、成果をいかに出していくかというところの指標をどのように考えていらっしゃるのかという点と、中小企業ですので、時間を減らすと利益が下がっていくときに、助成金を先に渡すなどの配慮みたいなところとか、助成金を出してもらうための資料を作成する人手みたいなところがすごく重要になってくるかなと思っております。1点目の成果のところと言うと、これぐらいの大きな額でいくと、大手企業のコンサル会社が多分こぞってこちらのお金をとってくるのではないかなと思っております。そうすると、結構悩みでも聞くのですが、コンサルで終わってしまうことが多くて、資料をつくって終わり、会社の中は変わらないというような実態が本当に多くあります。そうしている間に中小企業は潰れてしまいますので、そこをどうにか、最初に打ち手として防いでいくような形で、成果に対してどれぐらいの規定を設けていくのか、プロセスをちゃんと経ていくみたいなのがすごく重要かなと思っております。先ほど1点目でお話ししました、まず、お金がないところが一番なので、助成金をいただいても、それまで人を雇うためのお金がないのです。後から2分の1を助成されても、その間に潰れていまずという状況が本当に起こり得ますので、すごく難しいと思うのですが、例えば、先にお渡しして返すというところをどういうふうにしかりやっていくのかというところ

も、本質的にはすごく重要だと思います。

3つ目が、そういった資料をつくれる人がいないというところで、そういった人を雇うこともできないという状況なので、本当に中小企業さんはどんどん潰れてしまっていたりとか、人材不足で本当にお悩みなので、余り小手先だけではできない状況があると思いますので、そういったお金の工面の仕方についていかに考えていらっしゃるのかというところをぜひ伺いできればと思っております。

○佐藤会長 前半のほうは、こういう支援制度で、女性自身、自分がそういうところに行く必要性の認識があるかについて。何かもしその辺で考えておられることがあれば。

○厚生労働省（富安課長補佐） 御意見をありがとうございます。

当然のことになりますが、必要な方にそういう相談場所があるということが、届かなければ、まずはいけないわけでございます。特に若い世代につきましては、インターネットを毎日使っていますので、その広報活動については、インターネットなども活用しながら、そういう広報に取り組んでいきたいと思っております。

○堀江委員 そもそもそういった検索をしないので、悩んでいることがわかっていないので、悩む前に健康診断とかというところで、迎えに行くぐらいの感じでぜひ御検討いただければと思います。

○佐藤会長 今、学校教育で女性の健康リテラシーみたいなものに入ってきたので、多分そういう中でこういうものがあるよということと、うまくほかのところとの連携だと思うのですけれども、そのようなことも大事になっているかなど。自分で自分のことを相談に行く必要がある。あるいは、婦人科系のところで診断を受けるとしてもらわないと困るわけで、それは基礎知識が必要であると思っておりますので、それは文科省など御検討いただければと思います。

厚労省の働き方支援事業、多分これは働き方のほうなのですが、経営のほうもありますよね。ですから、企業経営のあり方を変えないことにはしようがないのです。それは別で、経産省ですか。もし御存じなら、経営のあり方のほうのアドバイスは別に動かしているのだと思うので。

○厚生労働省（栗村課長補佐） そうしましたら、ちょっと難しい御質問が3点ありましたけれども、まず、1点目の成果ですね。中小企業に対する支援については、労務管理だけではない。当然、生産性向上、販路拡大をしたり、取引関係、下請関係等の改善の見直しといった部分も往々にして関与してくる。こういう観点から、現在、厚生労働省と中企庁との間で連携を図りながら、例えば、先ほどの働き方改革推進支援センターが各都道府県にありますよろず支援拠点、あるいは商工会・商工会議所、こういう商工団体とも連携しながら、その中小企業における経営のあり方、改善のあり方、こういうものも連携を図りながら進めていこうといったことをしております。それと、大規模な予算という形になっておりますけれども、これにつきましては、基本的に無料で各中小企業にアウトリーチ型で支援するといった人員を確保するという観点から大規模な増額となっております、

必ずしも利益率が高いとは思いませんので、大企業のコンサルさんがいいかどうかというのは、何ともわからないという形だと思います。

助成金の事前の支払いという観点なのですけれども、これはどうしても不正経理といった観点がありまして、非常に難しい問題がある。今回のこの関連の助成金につきましては、原則経費支出、あくまでも先に支払ったものについて精算払い。そこを、ある意味、直接的でなくて団体助成といったものを、ある程度資力があるような、例えば、商工会さんとか何らかの協議会とかといったところ、余力があるようなところが、ある程度団体助成を先に支出していただいて、その傘下の企業さんに支援するといった仕組みで、これは団体助成の利用促進を図っていきたいということで、今年度からこの団体推進コースという部分を設立しております。

人が足りないといったところがあるかと思うのですけれども、ここの作成といったものについても、直接作成まではできないのですけれども、例えば、こういう助成制度がありますよ、こういうふうな労務改善の仕方がありますよといったサジェスションについては、先ほどの専門家の方の利用あるいは働き方改革推進支援センターの方からのアドバイス、教示といったものを御活用いただきたいと考えております。

○佐藤会長 これは働き方改革、特に中小企業は、労務管理とか働き方だけというわけにはいかない。経営改善とセットでやるということなので、そういう意味では、これも中企庁と連携しながら、働き方改革を通じて経営改革を進めるということがすごく大事だと思いますので、そういう方向で議論は進めて、政策はそういうふうにしようとしていますので、そのようににしてください。

種部委員、お願いします。

○種部委員 4点ございます。

まず、女性の健康支援センターなのですが、特定妊婦に関して妊娠検査をまずやるというのはすごく大きな前進だと思っていて、それを女性健康支援センターで担ったことはすごく大きいと思います。妊娠した女性は「子育て包括」という名前がついているところに行けないのですね。子育てするかどうか迷っているわけで、そういう方に対して、女性健康支援センターでその事業を受けるということは非常にいいことだと思います。ただ、その後、同行支援をされて、1回目の受診につなげるというところが必要かと思うのですが、それは1回目の妊婦健診の補助券を使う形にされるのか、その女性健康支援センターの中で特別な枠組みをつくって受診につなげるのか。妊娠がわかって、住所もはっきりわからないような方も多いですし、そうなりますと、1回目の補助券をもらうときに、住所を書けと言われても書けない方もいらっしゃると思うのです。ですから、女性健康支援センターでどこまでカバーをされて、子育て包括はどこから扱うのかというところを、現場で困らないように、具体的な方法を教えていただければと思います。せっかくですからこのすばらしい制度を使っていたいただきたいのですが、女性健康支援センターの電話番号を知らない方が多いかと思うので、例えば、性暴力のワンストップも一緒だと思うのですけ

れども、ダイヤルを全国で一本化し、どこの地域にいてもこの番号にかけると一番近いところにつながるとか、アイデアを出して、若い方でもつながりやすい形を考えていただいて、有効活用していただければと思います。

2点目は、不妊治療のことです。不妊治療助成金は非常に大きな額を出してやっけていて、実績はどうなのだろうということが国民としては疑問のあるところかと思ひます。法律婚のみでやっけていますけれども、日本産科婦人科学会は、体外受精を含めて生殖医療については事実婚も認めました。なので、事実婚でもやりたいという方が多いです。これは夫婦別姓の問題が解決策になるかと思ひますけれども、どうしても一人っ子同士の結婚で名前を変えることができず躊躇して結婚していない、でも、子供が欲しいという方もいらっしゃいます。そうなりますと、事実婚を認めていくのかどうか。今後、せつかくですからそういう方にも対応できたらいいのではないかと思ひます。163億を出しても生産率は余り高いものではないかと思ひますが、治療を漫然と続けるだけではなくて、中には子を育てたいという思ひの方がいらっしゃいます。そのような方には、社会的養護に多くの子供たちとの養子縁組の希望がある方も多いわけですけれども、実際、治療の流れに入っけてしまっけてとなかなか抜け出せない方も多いわけです。ですから、ぜひこの助成を受けられる施設については、子を育てる、親になるということの視点で養子縁組という選択も含めて提示していただくことを条件として助成をするという、クオリティーのコントロールが必要ではないかと思ひますので、御検討いただければと思ひます。

3点目、働き方改革の話です。大きな企業は比較的取組も早いですし、なかなか大胆ないろいろな新しい企画をやっけて思ひます。今の不妊治療と関係して、先ほどの資料の中小企業の中の8ページ、時間外労働等改善助成金、その中の職場意識改善コースというものがあっけて、アンダーラインが引いてあるところに、特に配慮を要する労働者に対する休暇の付与等の規定ということ、年次休暇の取得というものがあっけて。生産性向上とか長時間労働の是正も大事ですけれども、当たり前にある有給休暇をちゃんととれるかどうかで、不妊治療の継続ができるかどうかがかっけています。多分中小企業などではどうしていいかという具体的な案がないのではないかと思ひます。特に配慮を要するというのはどういう人か、介護とか、ライフプランに關することとか、具体的に方向がわかるような明示の仕方をすると使いやすくないかと思ひます。中小の方は、多分先ほどのアウトリーチ型の支援がパッケージだと思ひますけれども、そこを盛り込んでいただけるとよいのではないかと思ひます。

最後は、医師の働き方の問題です。次回に医学部の入試の話があっけて思ひますけれども、そちらはどちらかという文科省の話かと思ひます。この問題のベースにあるのは長時間労働です。医師はどこでも不足して大変な過重労働であるために、これ以上1人休まると自分たちも死ぬのではないかという人たちが女子の入学を拒否するということ、今、起きていまして、医療界は二分状態です。この状態の中で、2年後に働き方改革のプランが出てきても、実際に実行できるかどうか、私は甚だ疑問があっけて。応召義務の間

題は法律で何とかしたとしても、とくに医師がいない地方で応召義務をなくすわけにはいかないと思うのですね。これは地域住民に説明が必要ということになります。例えば、周産母子センターなどの医師の配置基準があるものにつきましては、既に人数が足りていない状況のところ働き方改革をやりますと、基準の条件を満たさないところが出てきます。そうしますと、地域にはそういう安全な分娩ができる病院はなくなるのかとか、都道府県内ですでに集約化が終わっている地域で、さらに集約して医師の負担を減らす目的で県をまたいで医療圏を3つぐらいの県に広げるのかとか、地域住民の理解なしにはできない。施設基準を満たすように都会から地方に医師を集めてくるのであれば、当然インセンティブが必要なわけで、加算の基準はこのままでいいのか、など市民生活と直結する大きな問題がありまして、恐らく一番最後に問題になるのが地域住民の理解だと思えます。それがとてもではないですけども5年で済むとは思えなくて、ロードマップとして5年というのは実現可能なのか。実際にどこまで具体的に進んでいるのかも、わかる範囲で教えていただければと思えます。

○佐藤会長 もしおわかりの範囲内のことで。あとは御意見を伺っておくということでも結構です。

○厚生労働省（富安課長補佐） 御意見ありがとうございました。

特定妊婦に対する産科受診の支援でございますが、特定妊婦さんとか予期せぬ妊娠の方につきましては、人に知られたくないとか、どうしたらいいかわからないとか、まさに経済的に困窮している方もいらっしゃるって、なかなか参加受診をされずにそのまま飛び込み出産のような形になることが多くて、母子ともに非常にリスクが高いということを私どもは当然認識しておりまして、今回の支援策でございますが、女性健康支援センターという枠組みを使いまして、もちろん自治体の実施主体なのですけれども、これはもともとNPO法人に委託できるような仕組みになっておりますので、必要に応じてNPO法人に委託をしていただいて支援をしていただければと思っております。これは実際に同行支援を行ったり、行政機関をうまくつないだり、そのタイミングについてはもちろん個々のケースで違ってくるのではないかと思っております。助成について、妊婦健診の補助券を使うのかどうかということですが、基本的には補助券とは別に、妊娠判定に関する検査費用について補助をしたいということにはしております。いずれにしても、具体的な支援の方法とか、補助額を幾らにするのかとか、そういった具体的な事業内容については、今、まだ概算要求中でございますので、現在、検討しているということでございます。

2点目で、不妊治療に関する事実婚の話がございました。これにつきましては、いろいろ御意見を頂戴しているところでございますが、不妊治療を含めた生殖補助医療につきましては、個人の倫理とか、家族間とか、そういったことにもかかわる問題でございまして、生殖補助医療全般の議論の状況といったものも踏まえながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○厚生労働省（栗村課長補佐）　まず、特別に配慮を要する休暇という観点なのですけれども、例えば、今、政府の目標としまして、2020年までに年次有給休暇70%の取得ということを大きく目標に掲げています。ただし、アンケート調査等の結果から、なぜこれが進まないかといいますと、例えば、病気になったとき、もしものときのための休暇をとっておくといった理由が非常に多い。そういった観点から、例えば、病気休暇をしっかりと年休とは別に制度化してもらおうとか、その他、先ほどありましたけれども、不妊治療にかかわる休暇とか、犯罪被害者の休暇とか、そういった休暇を特に設けた場合にも、この助成金は対象になってくる。目的は、長時間労働を是正する。極端な話、年次有給休暇をとりますと実労働時間は減るわけであって、これは長時間労働の抑制につながるという観点から、委員のおっしゃるとおり、支援に当たっては、この辺についてもセットで周知啓発しながら利用促進という部分を図っていきたいと思っています。

医師の検討会ですけれども、先ほどもお話ししたとおり、検討会の中でいろいろな議論がされております、今、委員がおっしゃられたような問題意識、これは検討会の中だけでもなくて、今、自民党の部会の中、あるいは今後、公明党の中でも議論されるという形になっておりますけれども、いろいろな議論があって、正直、5年で適用できるのかと。ただし、法律上5年後適用となっておりますので、これに向けて一生懸命努力しているという状況で、具体的なところは今ここでお話しできるような中身はないと思いますので、御勘弁いただければと思います。

○佐藤会長　鈴木委員、高橋委員。

○鈴木委員　ありがとうございます。

私は、この種の予算はもっと増やしていくべきだと思っているのですけれども、現在、予算要求がなされている段階であり、予算と組み合わせで政策を推進することが重要だという話が、会長、局長からありましたので、簡単な質問を1つです。

厚労省さんの健康支援のところでも2つのセンター事業の御説明がありました。これはもちろん継続的な相談、指導、情報提供ということが必要だと思うのですけれども、それぞれ5.3万件と2.2万件ですが、この件数は人数ベースなのでしょうか。人数で見たらどうなのかということを確認させていただいた上で、この数字はこれまでどういう推移をたどっていて、今年の予算要求でこれをどこまで増やそうとしているのでしょうか。あるいはどういうところにターゲットを置いているのか、目標とか、KPIとか、そういうものがないと、後でチェックができません。チェックができないと予算も増やせないと思いますので、そういうものとリンクさせて予算要求されておられるのかどうか、お聞きしたい。

同じことを文科省さんのスポーツ実施率についてもお聞きします。若年女性は男性より10ポイントぐらい実施率が低いというお話をいただいたと思いますけれども、それを今年の予算要求でどこまで引き上げていこうとされているのか。キャンペーンをやるということですが、それでどれぐらい成果が上がるのかということをチェックしていかないと、さらに予算を増やしていけないと思います。きちんと目標値やKPIを設定した上で要求されて

おられるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○佐藤会長 これからさらに予算が必要になればとっていけばいいけれども、実績も大事なので、その辺はどんなふう目標なり実績を見ているかということだと思っておりますけれども、わかる範囲内で。厚生労働省、文科省、お願いします。

○厚生労働省（富安課長補佐） 御質問ありがとうございます。

女性健康支援センターの件数につきましては、複数回答可ということですので、1人で何件か当てはまる場合にはその件数になっております。目標でございますが、実施主体につきましては、都道府県・指定都市・中核市で実施しておりますので、もちろん身近な場所で相談ができることが一番望ましいことであると思っておりますので、そういった趣旨に沿った形で要求をしているところでございます。

○文部科学省（松崎課長補佐） スポーツ庁でございます。

スポーツ実施率に関しましては、第2期スポーツ基本計画で、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度にするという目標があり、これは全世代、また、男女を含めた全体での平均の目標なので、現在、特に実施率の低い若い女性にとってはこの差が大きいところではあるのですが、ただ、65%というのは3人に2人くらいなので、本来であれば高い目標ではないということも言われている中で、そこを一つの目標としてはやっていくべきかと思っております。

実際、高齢者では、70%ぐらいあったりして、平均をそこで引き上げている部分もあるので、全世代でコンスタントに65%以上にするというのが本来の目標の立て方かと思っておりますので、着実に進展するように、モニタリングをしながら頑張っていきたいと思っております。

○佐藤会長 高橋委員、お願いします。

○高橋委員 女性健康支援センター事業について、お尋ねしたいと思います。質問と要望でございます。

先日、野田聖子総務大臣が、会員約2万人のギャルママ協会の元幹部とお会いされて1時間ほどお話しされたのですが、支援が必要な方になかなか支援が届かないという現状があって、同じことが、相談が必要な方がなかなか相談ができないということとつながっていると思っております。9月28日に渋谷で元ギャルママと座談会をされますので、どなたか厚生労働省の担当者も参加して生の声を聞いていただきたいと思っております。

センター事業の対象者の中に、望まない妊娠というものが2つ目に入っております。この望まない妊娠が非常にふえているということは注目すべき大事な現状でございますので、その方々にはなかなか相談の敷居が高い。それをどうやって訪れやすいところでやるかということで、先ほど学校も実施場所に加えてほしいということがございましたが、ぜひ保育所、幼稚園の若い親たちにも届くように是非していただきたい。

それから、最近のニュースで大変気になったのは、赤ちゃんをコインロッカーに入れていたという事例がありました。けさのニュースでもやっていましたけれども、なぜ自首し

てきたかと聞いたら、コインロッカーの鍵を忘れたので、発覚するのが怖いので自首しましたと。つまり、何が言いたいかといいますと、完全に赤ちゃんは親の所有物になってしまっているわけですね。

つまり、生涯を通じた女性の健康保持については、私はこの会で何度も申し上げてまいりましたが、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの柱である女性の健康保持という視点と、もう一つは子供の最善の利益とか、あるいは生命倫理とか、そういう2つの視点に立って複眼的に捉え、バランスに配慮する必要があるわけですが、ぜひこの研修においてもこの点をしっかりと踏まえてほしい。例えば、出生前診断が非常に広がっていき、胎児に障害があることがわかった場合には中絶することが圧倒的に多くなっている。しかし、この問題は障害児として生まれる権利はないのかということにかかわってくる。これは生命倫理に関わることでございますが、そういう視点もぜひこの研修の中にきちんと踏まえて位置づけていただきたい。

まず、そういうことが含まれているかどうかという質問をさせていただいて、ぜひそれを入れていただきたいという要望をさせていただきます。

○佐藤会長 もし今のことでお答えできる範囲があれば。

○厚生労働省（富安課長補佐） 御意見ありがとうございました。

研修につきましては、実際に自治体で実施しておりますので、どこまで含んでいるか、個々のテーマについて具体的にはわかりませんが、生命倫理とかNIPTというのは非常に難しい問題でございます。どこまで取り上げているのかよくわからない部分ではありますけれども、いずれにしても、関係機関の連携の話もいただきましたし、いろいろな皆様方の御意見をいただきまして、女性健康支援センターの充実に努めてまいりたいと思っております。

○高橋委員 確かに生命倫理等の扱いは大変難しいのですが、子供の最善の利益を尊重するというのは、明確な子供の権利ですからね。これはぜひ踏まえていただきたい。

○佐藤会長 まだあるかと思うのですが、時間を過ぎていきますので、残ればあとは文書でということで、ここまでにします。

きょう伺ってみて、例えば、厚生労働省の中でも厚生行政・労働行政の連携、厚生労働省と中企庁とか、連携がすごく大事になってきていると思いますので、その辺を意識しながらやっていただければ、広報なども連携してやるとか、次につながるということをぜひ留意していただければと思います。どうもありがとうございます。

ここで交代ということになります。

（説明者入れかえ）

○佐藤会長 まず最初に、「b）女性活躍推進のための『学び直し』」について厚生労働省と文部科学省、続いて「c）離職女性のキャリア形成に向けた意識醸成」については文科省という形で進めさせていただければと思います。

それでは、厚労省からお願いいたします。

○厚生労働省（伊藤参事官） 厚生労働省の若年・キャリア担当参事官でございます。よろしく願い申し上げます。

「b）女性活躍推進のための『学び直し』」ということで、私どもから、お手元でございます仕事・家庭と学び直しの両立を実現する教育訓練の在り方研究事業を中心に御報告を申し上げます。

厚生労働省では、女性活躍推進という観点を含めましての学び直し推進のため、この間の一億総活躍プラン、また、働き方改革実現計画などを踏まえ、学び直しにかかる経済的な支援施策制度でございます教育訓練給付制度の対象講座の拡充等の取組を、この間、段階的に進めてきておりました。この後、文科省から説明がございました職業実践力育成プログラムなどもそうした支援制度での位置づけを既に図っているところでございます。こうした制度的な対応と相まって、プログラムの量・質両面の充実を図るための予算事業面での取組も進めてきております。きょう御報告申し上げます研究事業については、その一環でございます。本年度、平成30年度、来年度の2カ年の計画でございまして、このたびの概算要求にもこの2カ年目の要求を盛り込ませていただいているところでございます。

この事業の狙いとするところでございますが、1ページ目の上の囲みにございます。ターゲット層としては、子育て中の女性と、多様な在職中の方々、それぞれ学びについてのニーズ等も多様でございますけれども、教育訓練の受講にかかわる物理的・時間的制約という観点からの課題を有している。このいわば共通項に着目をした上で、こうした子育て中の女性の方々等々が受講しやすい開講形態等のあり方について研究をする事業でございます。プログラムの中身そのものというよりは、開講・運営の形態のノウハウの開発を行う。

具体的な調査研究のポイントは、その下の囲みにございます。土日・夜間・eラーニングなども含めての受講しやすい開講形態のあり方、受講者の方々の脱落を防ぐ、あるいはインカレッジの手法、こうした知見を明確化していくという観点から、具体の事業の中身でございますが、本年度は初年度ということで、企業、教育訓練プロバイダー、子育て助成を含めての受講層に対する学び直しのニーズ実態・課題等に係るヒアリング、アンケートを、現在、着手しているところでございます。ここで明らかになった課題、方向性等を踏まえまして、今回、概算要求に盛り込んでおります31年度事業の中では、初年度の仮説、方向性に基づいて、幾つかの代表的な分野での教育訓練講座について、こうした仮説を反映した開講形態での実際のプログラムの運営を図ることによりまして、初年度の調査研究により一旦整理をした仮説がどこまで当てはまるのか。こうした検証を行いたいと考えております。

その上で、2カ年事業の最終的な成果物としては、資料の右側にございますように、子育て中の女性の方々を含む個人の学び直し推進のための政策提言を含む報告書と、今ほど申し上げましたような狙いの観点から取りまとめをいたしました社会人の学び直し、これがより効果的に実現するための講座開講マニュアルといったものを取りまとめまして、教

育訓練プロバイダー、その中には教育訓練給付の対象講座、運営主体も含まれるわけでございます。こうした関係者に幅広く発信をすることにより、子育て女性を含む学び直しニーズを有した社会人が、より効果的に、また、現実的に受講できる環境整備をしていく一助としたい。そうした考え方でございます。

私どもからの説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○佐藤会長 それでは、文科省。

○文部科学省（三好課長） 引き続きまして、文部科学省の男女共同参画学習課でございます。

資料9に沿って、御説明させていただきます。

文部科学省から、「b）女性活躍推進のための『学び直し』」と「c）離職女性のキャリア形成に向けた意識醸成」の関連で、2つの事業、仕組みについて御説明を差し上げます。

表紙をめくっていただきまして、横長の資料になりますが、まず、1つ目は、男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業でございます。これは御案内のとおり、重点方針2018の中でも女性が学び直しを通じて復職あるいは再就職をしやすい環境を整えていこうということがうたわれているわけでございます。資料の中央の図のように、単独の機関がそれぞれ対応することだけではなくて、関係する機関が連携をしながら対応していく。例えば、男女共同参画センターで相談支援を受けた方に対して大学でリカレント教育を提供するといったような、地域ごとの有機的な連携みたいなものが必要だろうということで、こちらの事業を平成29年度から実施させていただいております。今回、31年度の概算要求では3年目でございますけれども、引き続きやっていきたい。これは実証事業ということで、現在、全国4カ所でモデル事業を実証させていただいております。この活動を、さらに今年度の事業を実施した中での反省とか課題を踏まえて、31年度、さらにブラッシュアップをしていきたいと考えております。

さらに、31年度は予算要求額が3700万から6200万にふえておりますけれども、それにつきましては、資料の右側の「2019年度要求（追加部分）」でございます。これは4月の本専門調査会で御説明させていただいた際の、職場から長期間離れたような方がこういった学びの場を利用・活用するまでのハードルをどうにかして乗り越えなければいけないのではないか、あるいは、そういったところに訴えかけ・働きかけをしていかなければいけないのではないかという御指摘を踏まえまして、学びの入り口に誘導するための効果的な広報の方法あるいは内容の検証を、先ほど申し上げましたモデル事業の中でそれぞれビルトインをしていただいて、あわせて研究をしていただく。具体的には、子育てで離職中の女性などを対象としまして、生活の多様なチャンネルを通じて、ライフプランニングを促すような広報ということで、生活動線に合わせたアウトリーチ型の広報とか、それぞれのモデル事業の中で工夫をしていただいて、その成果を全国展開をしていきたいと考えております。また、その研究協議会も全国3カ所で実施をして、その効果を広めていきたいと考

えているところでございます。

もう一点が、資料の裏になりますけれども、職業実践力育成プログラム、先ほどの厚生労働省のお話の中でも出てまいりましたが、こちらは大学等において社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを実施していただくということでございまして、平成27年度からスタートをし、平成30年4月現在ですと、222の課程が認定されているものがございます。点線の囲みの中に認定要件を記載しておりますけれども、ちゃんとした正規課程、履修証明プログラムになっているかや、対象とする職業の種類、習得可能な能力を具体的かつ明確に設定して公表しているか、その事業の内容、評価の方法、あるいは、リカレントを目的としておりますので、社会人が受講しやすいような、週末・夜間開講、集中開講、ITの活用といったものを満たすようなものを大学等から申請していただいて、文部科学大臣が認定するという仕組みでございます。

講座の数は順調にふえています。現在ですと120時間以上のカリキュラムでないこのプログラムの対象として認定されないとなっております。そうしますとかなりハードルが高いというところもありますので、履修証明制度の対象となる最低時間数を60時間以上に見直し、より短時間のプログラムについてもこの認定の対象とするような見直しを図ってまいりたいと考えています。これは4月の本専門調査会でも御報告させていただいたと承知しておりますけれども、現在、最終の調整の段階に来てございまして、必要な省令改正等の手続を経まして、これを実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐藤会長 それでは、最後になりますけれども、「a) 女子生徒等の理工系分野への進路選択を促進するためのアプローチ」について内閣府、続けて「b) 女子中高生の理工系分野への興味・関心の醸成」ということで文科省から御説明いただきます。

これは、女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項、資料3-2のパラグラフ33(a)にかかわる部分もヒアリングをしたいと思います。

内閣府からよろしく申し上げます。

○田平推進課長 内閣府の男女共同参画局推進課長の田平と申します。よろしく申し上げます。

資料10をもとに御説明をさせていただきたいと思っております。まず、文部科学省からも後で御説明があるかと思っておりますけれども、基本的な認識につきましては共通しております。我が国が国際競争力を維持・強化する、そのためには多様な視点とか発想を取り入れて科学技術・学術活動を活性化していくことが重要であるという基本認識のもとに取組を進めています。理工系分野、理学系・工学系、ここは女性の割合が特に低い分野でございますので、そういう女性の研究者、技術者になり得る人材をいかに育成していくかということが非常に重要だという認識でおります。

この認識のもとに内閣府といたしましてはさまざまな啓発活動をしているわけですが、「第4次男女共同参画本計画」においては「科学技術・学術における女性の参画拡大」、

「女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備」、「女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成」に取り組むこととしております。特にこの一番最後の女子学生・生徒の理工系分野の選択促進、理工系人材の育成については非常に重要な課題だと考えておまして、ここについてはまだ課題も多くあるというところで、特に御本人の話もございまして、保護者とか教員に訴えかけていくことが非常に重要だと認識しております。

これは文部科学省も同じような認識だと思っておりますが、そういう取組をいかに進めていくかということで、啓発活動を進めるために、内閣府としてもいろいろな事業を行っております。例えばシンポジウムでは、JSTさんと連携をさせていただいたり、そのほかにもいろいろな会合に参加をさせていただいたりしておりますが、そういうシンポジウムを開いたり、「理工チャレンジ」というサイトをつくっております、そこで情報発信をしております。ここでは実際に活躍されている方の動画を配信したりとか、そういう目で見てわかるような形で、理工系っていいなと思ってもらえるような情報発信をしています。

それから、今年の6月には官邸でキックオフをしたわけですが、STEM Girls Ambassadorsを発足いたしまして、理工系のいろいろな発信力のある方々に御協力いただきまして、いろいろな場に出ていっていただいて、それでロールモデルを見てもらう、実際にいろいろなお話をしてもらうとかという形で取組を進めようという活動を進めたわけですが、これは来年度から予算もとって具体的な活動を進めていきたいということで、この資料の中でいいますと、STEM Girls Ambassadorsによるワークショップという形で、目標としては12回の開催を目標にしまして、参加者数としては1,200名程度の参加者を得るような形で理解促進を図っていききたいと、このような事業を進めていききたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤会長 それでは、文部科学省、お願いします。

○文部科学省（坂本課長） 文部科学省人材政策課長の坂本です。よろしく願いいたします。

資料11のポンチ絵を用いて御説明させていただきたいと思っております。

女子中高生の理系進路選択支援プログラムは平成21年から行っている事業でございます。先ほど女性の科学技術・イノベーションの分野での活躍・促進がいかに重要であるか等、内閣府から御説明がありましたが、この事業では、ロールモデルを提示したり、実験教室、出前講座等を開催したりするなどして、科学技術を用いた職業の魅力を、生徒・保護者・教員の方々に御認識いただくということを、大学・高専を中心に進めていただいております。

また、特に中学生につきまして、統計によれば、自分は理系向きであるという認識を持っている中学3年生の割合が、男子の場合は4割であるのに対し、女子は2割にとどまっていることから、中学生をターゲットとした働きかけを強化していくため、これまでの都道府県レベルの取組に加え、中学校を中心に市町村レベルでの活動を展開するメニューを

新たに平成31年度から追加しようとしているところです。

説明は以上です。

○佐藤会長 それでは、これまで御説明いただいたことについて、25分ぐらいかな。さっきと同じようにしたいのですけれども、ただ、今回は質問していただいた方について、関連して質問があるという人は一緒に出してもらってから御回答いただくほうがいいかと思うので、そういうふうに進めます。

簡単に確認だけなのですが、文科省、BPのところでは120時間以上、60時間以上、この時間なのですが、例えば、大学だと90分授業を15回やると2単位ですよ。この90分×15回を15時間と言っているのか、時間なのか。ここだけ確認させてください。

○文部科学省（三好課長） 120時間というのは、実時間としてでございます。

○佐藤会長 実時間ね。60時間も実時間。

○文部科学省（三好課長） 実時間です。

○佐藤会長 わかりました。実際の授業というか、いわゆる単位みたいな感じではなくて、90分なら1.5時間。

○文部科学省（三好課長） はい。

○佐藤会長 わかりました。それは本当に事務的な話です。

どなたからでも、いかがでしょうか。

小山内委員。

○小山内委員 3点あります。

1点目ですが、厚生労働省さんなのですが、仕事・家庭と学び直しの両立を実現する教育訓練の在り方研究事業なのですが、来年度、平成31年度、さまざまな講義開講と仮説実証という中で、一番下のほうに「送り出し企業へのアンケート調査等も実施」と書かれています。この対象は企業へのアンケートかと思いますが、文科省さんと厚生労働省さんの違いの部分で、厚生労働省さんは男女、女性だけではなくて男性も含めてということだと思うのですが、そうしますと、多分、いろいろなアンケート項目を出したときに、男性と女性の違いというのもまた出てくるのではないかと思うのですね。なので、ぜひここは男女共同参画統計を使って、ぜひ詳しく分析していただきたいなと思います。参考資料の受講啓発を行っている労働者の割合で、女性に比べると男性のほうが自己啓発をやっている方が多いわけですね。そうすると、女性が抱えている課題というものがあるわけで、その辺をアンケート調査結果等からぜひ見える化をしていただき、ジェンダー主流化というか、ジェンダー予算につなげていただきたいなと思います。

2点目です。女子中高生の理系進路選択支援プログラムなのですが、先ほど御説明の中で、中学3年の時点で決めている方が多くなっているというお話がありましたが、私も非常に同感です。高校選択の時点で、理系に強い高校、文系といろいろあるわけですから、そこで多分その後の進路決定につながっていきますので、ぜひ中学校へのアプローチを強化していただきたいなと思います。そういう中で、市区町村規模の設定は非常に重要であ

りますし、身近な部分で、自分の今後とか、生き方とか、その辺を捉えることができるので大変よいかと思います。あと、左下のほうに事業スキームがあって、ここの実施規模のところで「23拠点大学・高専等を含めた連携機関等」とあるのですが、これは大学とか高専を中心に考えていらっしゃるということですね。高専、各県に1校はあるかと思うのですが、なかなかそこまで通えない人たちもいるかと思いますので、その辺の御工夫をしていただきたいと思います。

最後、3点目ですけれども、この理工系分野における女性の活躍推進のところですが、一番下に、この資金の流れということで、国が業者等に業務請負という形でこの事業を進めていくということかと思うのですが、先ほど違う事業で大手のコンサルという話も出ましたけれども、ぜひこの辺の業者の想定はどう考えていらっしゃるかということをお伺いしたいと思います。ぜひ男女共同参画の知見とか、そういった知識を持っている団体とか、そういったところにこういう事業を担っていただきたいなという思いがありますので、その辺の御検討をお願いします。

○佐藤会長 今のことはメモをしておいて。

種部委員。

○種部委員 私も中学生へのアプローチはすごく大事だと思います。高校2年生で文理選択が来たりするわけですが、そこまでに考える時間が余りなくて、高校受験で必死になっているうちに気がついたらそこに行くと、よくわからないけれども数学が苦手だから違うところに行くかと言うのですが、数学は苦手でも生物が得意だったりという女子は多いのです。ですから、理系といっても一緒にたにしてやると工学系・理学系と分かれてしまいますけれども、中学生の視点からはそうではなくて一つの単一の科目だったりすると思うので、できればそういうものを伸ばしていく方向を考えていただきたい。特に物理は苦手だけれども生物は得意という子、例えばこの国はゲノムの領域が非常におくれている、国内で不可能な検査や治療ほとんど海外に吸い上げられてしまう危険がある中で、日本人の研究者が本当に減っている状況です。ピンポイントで、生物が得意ならこういうところを伸ばすとこんな仕事があることを伝える。そこに行って自分は食べていけるのかということを中学生は意外と考えていると思います。ただ単に、ロールモデルをみせてキラキラしたいいい仕事ね、ということではなくて、そこに行ったらどれだけ効率よくお金がもらえるのかと、そのぐらいは中学生も考えています。どんな産業がこの国にあって、今、そこはどのぐらい人が足りていないのか。あるいは、そのイノベーションと言われる付加価値を生み出しているところに女性がどんな形で参入しているのかということをも具体的なもので見せたほうがいいのではないかと思いますので、もう少し具体的なものを出すような形で中学生に勧めていただきたいと思います。

具体的にどう進められていくかはこれからだとは思いますが、そういうモデルがあったらまたいつか御提示いただければと思います。

○佐藤会長 白河委員。

○白河委員 今の中学生時点での教育は本当に大事だと思っています。例えば、女子大などで文系の学部においても、アプリがつかれるのですよとか、アプリをつくりたいですみたいなことを授業で言うてくる子はたくさんいるのです。だから、なぜその子がその前の時点で文系を選択するようになったのかというところは重要で、実際にデジタル・ネイティブ世代が楽しめるような、実際にアプリをつくってみるとか、特にテック人材が今は非常に足りませんし、女性でもテック人材ですと結構高額なお給料をもらえたりすることもありますので、そういった実際に既にテックの業界にいる人たちからの楽しい授業とか、そういった観点も重要ななと思いました。

もう一点は、中学生の育成ではなく、この調査研究に関して、先日、松山市の活躍する女性たち15名ぐらいと話す機会がありまして、地方における女性のキャリアからの脱落がなぜ起きるのかと。初職でどのような仕事に出会いどのような上司に出会ったかが非常に重要であったということで、ほとんどこの人たちは学び直しをする前はどこかで働いていたわけなので、初職の最初の状況がどんなものだったかというのはぜひ調査に含めていただきたいということ。

それから、先ほどのどのぐらい効果があるのかということで、よく女子大とかのリカレント講座で聞くのは、学ぶのは大好きなのだけれどもその後の就職につながらないというところがありまして、そのあたりをもうちょっと丁寧に、大学のリカレントの方に就職も面倒を見てくださったらいいのではないですかと言うと、学生で手いっぱいでもとても無理ですとか言われるのですけれども、これから少子高齢化ですし、リカレントにはリカレントのキャリアセンターみたいなものが一緒にあったらいいなと思っています。出口の確保、特に女性は時間とお金がすごく重要なのですよね。ですから、これで幾らになるのかとちゃんと見たほうが絶対に励みになると思いますので、脱落を防ぐ意味でも、出口と、これでどのぐらい時間を使ったらどのぐらいのお金がもらえるのかというようなリアルなイメージは大事だと思いました。

よろしくお願いします。

○佐藤会長 それでは、今ぐらいまでで答えてもらったほうがいいかな。たくさん出てしまうと大変かもしれない。

今までのところで御意見を伺っておくということで、御質問等、あるいは御意見でも、やっていることがあれば。厚労省から。

○厚生労働省（伊藤参事官） 厚労省でございます。

教育の在り方研究事業について、大きくは2点御指摘いただいたところでございます。

お話しいただきましたように、この調査研究は女性だけが対象ということではございませんが、同時に、説明申し上げましたように、子育て女性は重要なターゲットでございます。このプロジェクトの中で企業を対象とした調査を実施することに関しましては、幾ら教育訓練プロバイダーが効果的なプログラム内容・開講形態を工夫したとしても、在職者の方に関しましては、企業側の環境整備がなければ現実問題としては受けたいようなプロ

グラムは受けられない。そういった問題意識のもとでの調査計画でございます。

アンケート調査については、今、詳細を詰めている段階でございます。御紹介がございましたような既往の計画、統計なども参照しながら、この研究事業全体として、女性特有の課題、ニーズについても、できるだけ切り出すことができるような工夫を講じていきたいと思っております。

また、この事業の上の関係で、学びとキャリア、就職の関係についても御指摘いただきまして、私どもも、学びが究極の目標・目的というよりは、厚労省でございますので、就職・キャリアに結びつけていく、そのための重要なステップという問題意識でございます。説明の中で御紹介申し上げました教育訓練給付制度でも、専門実践教育訓練給付の場合には、受給の要件として受講の前にキャリアコンサルティングを受けるといった仕組みも整備をしているところでございます。こうした仕組みと、教育訓練プロバイダー側のキャリア支援の仕組み、こうしたものをいかに有機的に結びつけていくかという課題設定ではないかと思っております。

この研究事業そのものについては、単年で2000万強ということで、目的の大きさの割には非常に小ぶりな事業でございますので、この研究事業そのものの中でどこまで詳細な分析ができるかという課題はございますけれども、問題意識としては御指摘いただいた通りの問題意識を私どもは備えているところでございますので、ぜひとも就職・キャリア形成に結びつけていくという観点での成果を目指していきたいと考えております。

○佐藤会長 あと、理系関係のところかな。

どうぞ。

○文部科学省（坂本課長） 女子中高生の理系進路選択支援プログラムについて貴重な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

御指摘いただいた点をいかに工夫するか、現場の先生方と一緒に考えていく必要があると認識しています。女性に対する理数教育を真剣に取り組まれている高校の先生方からは、生徒や保護者は出口に注目しており、その結果、女性の理系進路として医・薬系が圧倒的に多くなり、それ以外のところになかなか目が行かない、という話もうかがっております。

実際には、医・薬系以外の分野で活躍されている方もいらっしゃいますので、そうした分野における女性の研究者が身近にもっと増えていくことで、女子中高生の関心も高まっていくと考えられますので、女性の研究者支援ともつなげて考えていく必要があると考えています。今後もしっかりと工夫をしていきたいと思えます。

○田平推進課長 調査研究の関係で、委託先のお話がありました。これにつきまして、かなり専門的な知識を持っていないとできない事業ですので、総合評価落札方式でやっておりまして、その際に、過去のどういう研究をやってきたかとか、そういうところも見させていただいて、その上で選択をしているという形になります。

○佐藤会長 それでは、2ラウンド目という形で、割合関係している分野なので、挙がった質問をメモしていただいて、これは自分の質問と関連する質問だなとか。

お願いします。

○末松委員 中学生の話のところで、自治体側の立場として、県だけではなく、基礎自治体と連携をしながら行っていただくスキームがあると非常にありがたいと思っています。本市におきましても高専がありますので、どのように連携をしていくかといったときに、ぜひ宣伝をお願いします。担当が文科省さんであるため、学校側ばかりではなく、できれば自治体側にたくさんアプローチをかけていただくと、立候補といいますか、手を挙げられる自治体がたくさん見えるのではというのが1点。

そして、先ほど具体的にどのような職業につながっていくかのお話をいただきましたが、地方における中小企業の中でも理系の女性の方が活躍しているところもたくさんある中で、なかなかその発掘がしづらいので、ぜひ中小企業の方たちと連携をしていただければと思います。今、とても労働力が不足していて、なかなかものづくりのところとマッチングができないという点があります。これは学校側とも考えていかなければいけないと思いますが、すばらしい事業だと思しますので、モデルを一つでも二つでもつくっていただけると、地方創生をはじめ、地域活性化、また将来、5年先、10年先に、子どもたちが地元で働き、ものづくりや理系にかかわってくれるようになると思います。初年度が始まりますが、これらを踏まえながら研究もしていただき、いろいろなメニューを与えていただけると、自治体としてはぜひ手を挙げたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○佐藤会長 堀江委員。

○堀江委員 ありがとうございます。

私からは2点あるのですが、子育て中の女性、あと、若手女性の研修をしていく上で気になった部分についてなのですが、まず、このキャリア形成支援事業の、人生100年時代を迎える中でどういうふうな学び直しをしていくのかというところで、先ほどいろいろな委員の方々がおっしゃっていたとおり、学ぶだけではなくて就職というところで、ハローワークさんとかというところも連携されていらっしゃると思いますし、すばらしいと思うのですが、白河委員もおっしゃっていたように、学ぶだけで終わってしまうというところというところ、問題は2点あると思っていて、1点目が、キャリアプランではなくて、お金というところをもう少しフォーカスしてお伝えすることがすごく重要で、要は、高校とか大学になるときにどれだけお金が必要か、お金を稼がなければいけないかというところの意識が足りなくて、そこで自分のキャリアとか、今というところというところとまだいいかと思ってしまう、学んだだけで終わってしまうみたいなのところもあるので、長期的なお金の部分をどういうふうに自分で生み出していくのかというところを考えていくようなところも恐らく必要なのではないかと、もう一点は、特に地方ですけれども、子供を預ける罪悪感がすごく強いので、学んだけれども、就職するためにはどこかに子供を預けなければいけない、でも、子供がかわいそう、やめておこうかなとなってしまうので、この学んでいるタイミングのときから、子供を預けられる場所に一度預けてみるとか、そういうところが連携をしていくことによって、自分は継続的にお金を

生み出していくのだ、そして、子供も預けてもハッピーなんだみたいなところを意識していかないと、本当に就職をするというところまでは行き着かないかなと感じております。

もう一点が、厚労省さんの女性活躍の研修のところの学び直しの事業かと思うのですが、今、明確に子育て中の女性、在職者という形で書いていらっしゃると思うのですが、ここにこの子育て中の方というのは離職をされた方という形だと思うのですが、継続就業をしていくことがすごく重要になっていきますので、もちろん在職者の中に若手女性が入っているかと思うのですが、子育て前の女性たちがちゃんと働き続けるライフキャリアの形成ができるような部分に関して注目をしていただきたいなと思っております。そういった方々が最終的にライフキャリアのことを学校の学び直しで受けられるような形、例えば、中小企業さんとかだとなかなかそういった講座を会社内でできないということがあったりしますので、そういった方々がちゃんと受けられるみたいなことをやっていくというところでは、ちゃんとそういった枠もしっかりと押さえていくというか、在職者とばったりやるということではなくて、離職をしないための教育というところも一つ枠として視点を置いていただけるとありがたいと思っております。

○佐藤会長 横田委員。

○横田委員 私もリカレント教育に関してのところなのですが、一連で出てきたものが就職を視野に入れたものが多いかと思うのですが、本来は多分「就業」。もしかしたら3分の1が就職で、3分の1が自分で個人事業をやってみたいな世の中が来るであろうという中でいうと、「就職」という言葉より「就業」というちょっと大きくくりの中でのプログラムの選択なども必要なのではないかと思います。

私は起業支援をしておりますので、起業というと遠いなと思ってしまいかもしませんが、雇用する企業にとっても、稼ぐ力をつけてきてくれる人は非常にありがたいので、起業ないし稼ぐ力をつけられるプログラムであるという大きくくりの中での参加しやすい話題提供をぜひしていただきたいということが1点、

もう一点が、関連して、子育て中の方の仕事復帰に限らず、これから100年時代で50代以上の学び直しとなるとシニア層も入ってくるので、プログラムのモデル事業なりでモデルとする対象の方の年齢層を幅広く持っていていただけているかどうか、配慮していただきたいということが2点目。

3つ目が、ツールです。今回、インターネットだったり、eラーニングを御検討いただいて、非常にありがたいことだと思っています。実際に、今、結構テレビ会議システムで1対50でグループ分けもして使えたりとか、移動時間をなくしてできることが非常に増えているので、プログラムの中にそういったものをできるだけ組み込んでいただくと、女性の場合も今まで使ったことのないツールを利用する機会となり、お試しができたりするので、ぜひ絡めていただけるようにしていただきたいと思っております。

以上です。

○佐藤会長 渡辺委員。

○渡辺委員 2点あります。

1つ目は、女子中高生の理工系選択についてなのですが、皆さんすごく大事だとおっしゃってくださるので、これは多分本当に大事なのだろうと思いますが、全国の中学生、保護者、教員に届くのに、この予算で大丈夫でしょうか。一番大きくても6000万ですよね。もう少し全国に届くにはどれぐらいの予算が必要なのかという観点から少し考えていただく。従来より少し増やしますというよりも、そういう観点も必要ではないかと思えます。予算だけではなくて、既に取り組んでいただいていますけれども、例えば、地域と連携するとか、そういうことで予算だけではない効果もあると思うので、そういうものも含めながら、着実に全国に広がるようなことをぜひお願いしたいなと思えます。

2点目は、男女局全体に御質問することかもしれないのですが、2020年に指導的地位の女性比率30%というものが全然話題になくなってしまったのは一体どこに行ってしまったのかなというのが心配なのですが、非常に困難であるというのはここにいる方全員が認識していると思いますけれども、政府がせつかく掲げてくださった目標に向かって、最後、ラストスパートをやる時期ではないかと思うのですね。個別には、本当にこれを真剣に取り組まれている機関、企業がたくさんあります。そういうところを少し見えるようにして、参考にしながら、最後、頑張っただけにこれに近づくかということは、こういう会議でも共有していくほうがいいのではないかと、ぜひそれも御検討いただきたいと思えます。

○佐藤会長 最後の点は、後で男女局に。

それでは、今、出た御質問について、可能な範囲で。

その前に1つだけ、文科省の方のキャリア形成支援事業の右側のところに「学びの入口へ誘導」とありますよね。先ほどは学んで学びだけで終わらないことなのだけれども、もう一つは学ぶ必要性を感じていない人がいる。ここだと思ふのね。例えば、今、子供が幼稚園で、子供が小学校に入ったら働こうという人は結構多いのですね。働きたいのだけれども、もうしばらく、子供が大きくなったら、だけれども、そのときだとちょっと遅いのだね。もちろん無理に働けとか無理に勉強しろと言う気はないのだけれども、先ほどのお金ということもあって、自分の働こうと思ってキャリアを考えると、早目に準備したほうがいいなど、ここに書いてあるように、ライフプランニングだね。だけれども、これはどうやるつもりなのか。例えば、保育園で預けているお母さんは働いているのね。幼稚園のお母さん方にアプローチをする。どうやって、学ぼうと思っていない人、でも、将来働こうと思ふ人にアプローチをするのか。教えていただければと思います。

○厚生労働省（伊藤参事官） 厚労省関係では、堀江委員、横田委員から、計4点ほどの御指摘をいただいたと思っております。

1点目の子育て女性の捉え方でございますけれども、子育てで一旦離職した人ももちろんターゲットでございますが、継続就業中の方もこのプロジェクトのターゲットでございます。その分析の中で、どこまでセグメント化した課題抽出ができるのか。ここはきょう

の御指摘も踏まえた上でチャレンジをしてみたいと思っております。

こうした学び直しの先、先ほどもお答え申し上げました、就職・キャリア形成の選択肢として、就職だけではなく起業なども含めた就業という捉え方があるのではないかと。これは学び直し施策全体をとらえた場合に、私どもはそのとおりだと思っております。他方で、具体的な支援制度である教育訓練給付制度については、雇用保険制度の一環ということで、雇用保険としてのいわゆる雇用就業ということも念頭に置きながら、そういった両面がある中で、私どもも全体としては多様なキャリア形成につながる学び直しの機会創出という問題意識で、きょう御紹介したプロジェクトも含めて各事業を進めていきたいと思っております。

また、50代以上、シニアの方々の学び直し機会の創出も、このたびの人生100年時代構想会議を踏まえての人づくり革命などでも、既に政府方針としても重要課題として位置づけられているところをごさいます。現在、労政審でも一般教育訓練給付の給付率引き上げの対象となるキャリアアップ効果の高い講座のあり方といった審議も、つい先日スタートをしたところをごさいます。こうした審議の中では、シニア層の学び直しを通じたキャリア形成支援のための学びの機会も十分意識をしながら、審議、制度設計を進めていきたいと思っております。

最後に、eラーニングに関しては、この調査研究事業の中でもターゲットに設定しておりますし、教育訓練給付制度の中でも既にオールeラーニング講座でも一定の要件、本人確認、学習進路確認等の仕組みを備えたものについては支援対象という制度整備を進めているところをごさいます。お話がございましたように、eラーニングも開講形態は非常に多様、教室形態と同等あるいは見方によってはそれ以上の効果を生み得るようなさまざまな開講形態、好事例が生まれてきていると思っております。今回の調査研究事業の中でも、こうしたeラーニング活用の好事例の収集・発信も重要な視点でございますので、十分心がけていきたいと思っております。

○文部科学省（三好課長） キャリア形成支援事業の関係で、堀江委員、佐藤会長から御質問いただきました。まずは、ライフプランニングのお話なのですが、ライフプランニングを若いうちから考えて人生設計していかなければいけないという機運は、今、非常に高まっております。文部科学省としても、この事業だけではなくて、いろいろな事業を組み合わせるライフプランニングを早いうちから考えていただく。また、次回の専門調査会で御説明させていただくことになっておりますけれども、そういった別の事業でも実施をしております。

こちらの中では、どちらかといいますと、例えば、別の調査によりますと、女性の中で再就職を希望している人の中で4割の人は何らかの再就職に当たって学びなりキャリアアップのための勉強が必要だと考えているという調査結果も出ておりますので、まさに会長から、先ほど幼稚園、保育所といったお話もありましたけれども、どういうところに情報を提供していくとそういったもともと持っているニーズにうまくマッチするよう

な広報ができるかというところで、これはまさにモデル事業の中でそれぞれ取り組んでいただいて、その成否をしっかりと見ていく形になっております。

もう一つは、リカレントをやるときに子供を預かるというのも、ある意味、必須になっている部分があるのではないかと考えておまして、今回、モデル事業でもそうですし、BPの中でもそういった保育サービスも、例えば、敷地とか、そこと連携したようなところでやっているという例もあるのでありますけれども、もう一つは、このキャリア形成支援事業、来年度、3年目と申し上げました。今年の事業の中で、実態把握という調査もやっておまして、実際に学びとかキャリア形成をやって再就職につながった人に対して、実際にどんな学びの講座を受けて再就職につながったのかとか、あるいは、その際のいろいろなハードルですね。もちろん保育の問題もありますけれども、それ以前に、お金を稼ごうとしているのに、その前にお金を払って大学とか各種講座を受けなければいけない、家族の理解を得るのが大変なんだという声も結構聞かれるところですし、そういったどういうところにハードルがあるのかということも少し調査として明らかにした上で、そこにまた対処方法を考えていくという仕掛けも考えておりますので、そういう中で、そういった今の保育の問題も含めて検討していきたいと考えております。

○文部科学省（坂本課長） 女子中高生の理系進路選択支援プログラムについて、自治体にもっとアプローチをできないか、地域の中小企業へのつながりをもっと意識できないか、というお話がございましたが、これは工夫が必要なところであり、また、非常に重要なところであると考えています。大学の産学連携活動でも、地域の中で雇用を確保する、あるいは雇用を生み出すということに本格的に自治体と組んで取り組み始めたところであり、こうした産学連携では、単に特許のライセンスなど技術移転をするだけではなく、産業の担い手となる人材も育てていくといった取組が、本格的に始まっています。

起業家教育についても、日本の大学が本気で取り組み始めたところですが、女性が非常に重要な役割を果たしていくことが期待されます。自治体とも組んで、地域の雇用を生み出したり、あるいは中小企業の第2創業という形で維持していくうえで非常に重要なところですので、進路選択の中でもそうした地域の全体の動きをどうやって組み込むかということ、大学と共にしっかりと考えていきたいと思っております。

○田平推進課長 直接本日の資料に記載はしていませんが、関連する事業として御紹介させていただきたいと思っております。

今の文科省からの御説明は、大学とか学校側からのアプローチという形になると思うのですが、自治体へのアプローチというものもありまして、我々もいろいろな研修とか会議の場に先ほどのAmbassadorsの方々に行っていただいて、いろいろなお話をさせていただくかということもぜひ進めてくださいという案内をしています。また、自治体への予算上の支援という形で言うと、地域女性活躍推進交付金というものがありまして、それを活用して、例えば、企業と連携したり、大学や高校と連携して取組を行う枠組みがありますので、そういうものも活用しながら実際に事業をやっていただくというやり方もあるかと思いま

すので、ぜひ広げていきたいと思っています。具体的には、例えば、香川県や、北九州市など、既に実施されておりますので、そういうところも参考にいただければいいかなと思っています。

○池永局長 大変貴重な御指摘をありがとうございます。

本日の審議は、予算事業におけるボリューム感とか新規性といったところで事業を選択したものでございましたので、決して今回出てこなかったから軽視しているわけではございません。例えば、このファイルの中の参考1のポンチ絵を見ていただきますと、御指摘の部分は、ポンチ絵の緑の「Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍」の中でも「あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成」を強化してやっていくということだと思えます。この中に、女性活躍推進法の施行後3年の見直しということで、一般事業主部分は厚生労働省の労政審で、また、特定事業主分は所管の男女局として検討を進めるということを、現在、始めたところでございます。そうした推進法の見直しというタイミングで、現状がどうなのか、どんな課題があるのかを見ることで、さらに進めていくための方向性を見ていきたいと思っています。

また、既に女性活躍推進法が施行されてから進んできた、企業の情報公開を踏まえまして、それを見える化するということで、さらなる企業の取組を促すようになります。これは地道にやっているところでございますし、女性役員登用につきましては、女性役員研修というものをやっておりまして、去年は2カ所、今年は3カ所と少し広げました。それを単にその都度で終わらせるものではなくて、研修を受けた人が役員候補として、またさらにネットワークを広げていくような仕組みを考えているところです。あと、メディアとか、女性の起業とか、政治分野。政治分野におきましても、これは議員立法で法律ができましたところ、私どもとしましては、さらにそういった動きが高まりますように、さまざまな調査研究をして情報提供をしていくということで役割を果たしてまいりたいと思っております。地道にさらに加速させながら取り組んでまいりたいと思えます。

ありがとうございます。

○佐藤会長 どうぞ。

○高橋委員 短く要望させていただきたいと思えます。

会長より女子差別撤廃委員会についての対応はワーキンググループをつくって対応するというのでございましたから、その場で議論していただければいいのですが、個別対応の前に大前提としてぜひ要望したいことがあります。

私もできるだけニューヨークやジュネーブの国連の女性の人権に関する委員会関連の会議には傍聴の形で出るようにしているのですが、日本政府の見解と対日勧告のギャップが大き過ぎる。このギャップがなかなか埋まらない。これをやきもきしながらいつも傍聴しているのですけれども、その最終見解の中にも慰安婦について28と29で出ているのですが、例えば、他の国連人権メカニズムが行った数多くの勧告にも注意を向けるとか、あるいは慰安婦の問題について教科書に適切に組み込むとともに歴史的事実をきちんと正當に伝え

るということを強調しているのですけれども、私がぜひ要望したいのは、私は毎年ワシントン国立公文書館で第1次資料の研究をしているのですが、クマラスワミ報告に対する日本政府の見解が、CIA文書の中でも公開されているのですね。ところが、なぜそれを政府は公開しないのか。これは40ページぐらいのかなりきめ細かい歴史的事実に踏み込んだ反論でございます。それをきちんと出せばかなり誤解が解けるのではないかと考えておまして、ユネスコの「世界の記憶」にも9カ国が日本軍の慰安婦問題について登録申請をして、結果的には関係者の対話を促すということで、今、動いております。その関係者には当然政府が含まれているわけですから、この第1次資料、つまり、反日とか、親日とか、そういうイデオロギーではなくて、あるいは、民族主義とか、排外主義とか、レイシズム、偏見、固定観念ではなくて、あくまで第1次資料に忠実に国際発信することが大事ではないか。もしそれを発表できないのだという理由があれば、ぜひ教えてほしい、説明してほしいと思っております。

短くということで、終わりますけれども、昨年、サンフランシスコとロサンゼルス、ニューヨーク、アトランタで、領事館主催で現地のアメリカ人を集めてお話しさせていただいて、議論をさせていただきました。ある地域はアルメニア系のアメリカ人が集まってきて、ある地域はユダヤ系アメリカ人が集まってきたのですが、なぜかと聞いたら、トルコのアルメニア人虐殺と日本の慰安婦は同じだと誤解している、あるいはホロコーストと一緒にだと、とんでもない誤解をしているからだという。きちんと説明しないから、歴史的事実や第1次資料を表に出さないからどうも誤解がこれだけ広がっているのではないかと考えておまして、要望をもう一度申し上げると、クマラスワミ報告に対する日本政府の見解をつくっておられる。その反論の見解の全文をぜひ公開してほしい。公開できないなら、その理由を説明してほしいということを申し上げたいと思います。

4年前に佐藤地大使がクマラスワミ氏にお会いになって撤回の申し入れをされたが、拒否をされました。安倍総理は、慰安婦20万、性奴隷、強制連行ということについては、事実ではないと国会で明確に答弁されています。それを否定するような報告書がいまだに誤解のまま続いている。それに対してきちんと、あくまで歴史的な事実に、第1次資料に公平に立脚した国際発信をすべきだということをぜひ要望したいと思います。

○佐藤会長 わかりました。

それは御検討ください。

ワーキンググループをつくりましますけれども、そこで全部をやるわけではなくて、ここでやれるものはここでやるということで、連携しながらやりたいと思いますので、そのように御理解いただければと思います。

時間になりましたけれども、きょうは非常に大事な御意見を伺って、ありがとうございました。それを踏まえてこれからの施策を進めていただければと思います。

事務局から、事務的な連絡をお願いいたします。

○黒木調査課長 次回でございますけれども、第17回重点方針専門調査会は、10月3日、

水曜日の10時から12時まで、この第8号館でございますけれども、5階の共用C会議室で開催させていただく予定でございます。会場が本日と異なりますので、御注意いただきますようによろしく申し上げます。

なお、次回は重点方針2018に基づく来年度予算概算要求等の状況について、本日お配りしております資料1の裏面記載のヒアリング対象項目について、関係府省のヒアリングと、それに基づく質疑応答、意見交換等を行っていただく予定でございます。また、今回と同様、女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への対応状況につきましても、このヒアリング項目と重なる部分につきまして、あわせてヒアリングを行っていただくことといたしたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤会長 ほかには特に御発言はよろしいですか。

それでは、以上で「第16回重点方針専門調査会」を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。